

# 第10章 地方農政局

## 第1節 機構及び定員

地方農政局は、現場により近いところで農業や農村等の実態を迅速かつ的確に把握し、それぞれの地域の実情に即した施策を実施する総合的な地方支分部局として、農政の推進に取り組んでいる。

### 1 平成19年度の地方農政局における組織再編について

①農協等の検査体制の強化を図るため、生産経営流通部にある検査組織を総務部へ移管し、指導部門と検査部門を明確に分離した。併せて、総務部の経理課と管財課を統合し、会計課に改組し、内部管理業務の効率化を図った。

②平成18年6月に制定された「農業の担い手に対す

る経営安定のための交付金の交付に関する法律」に基づき、19年産から導入される水田・畑作経営所得安定対策を的確に実施するため、担い手育成課を設置し、体制整備を図った。併せて、協同組合等への指導と就農促進、普及対策等を担う経営支援課を設置した。(表1)

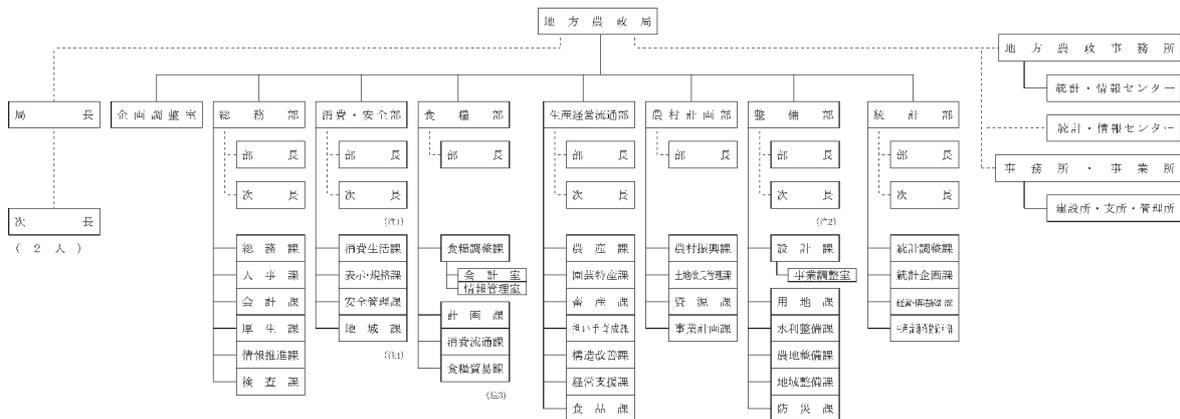
### 2 定員について

平成18年度末において地方農政局全体で17,621人であったが、平成19年度末定員は16,487人となった。(表2)

### 3 事業所等について

事業の着手に伴い、平成19年度から2事業所が新設されたとともに、事業の完了に伴って、平成19年度末までに8事業所等が廃止されたところである。(表3)

表1 地方農政局の機構図



注1：消費・安全部次長は3局（関東、近畿、九州）に設置  
 注2：整備部次長は九州にあっては2人を設置  
 注3：食糧貿易課は2局（東北、東海）に設置  
 注4：各地方農政局の地域課の設置数は4課（関東、北陸、近畿）にあっては3課

表2 定員関係

組 織	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末
地方農政局	18,343人	17,894人	17,362人	16,860人	15,781人
北海道農政事務所	454人	419人	404人	761人	706人
北海道統計・情報事務所	429人	425人	410人	—	—
合 計	19,226人	18,738人	18,176人	17,621人	16,487人

※組織再編（H15.7.1）により、食糧事務所を廃止し地方農政事務所を設置。（北海道においては、北海道農政事務所を設置。）

※組織再編（H15.7.1）により、統計情報事務所・出張所を統計・情報センターに改編。（北海道においては、北海道統計情報事務所を北海道統計・情報事務所に改編。）

※組織再編（H18.4.1）により、地方農政事務所と統計・情報センターを統合。（北海道においては、北海道農政事務所と北海道統計・情報事務所を統合。）

表3 平成19年度に新設または廃止した事業（事務）所

地方農政局	新設事業（事務）所	廃止事業（事務）所
東 北		相坂川左岸農業水利事業所
関 東		大里農地防災事業所
北 陸		阿賀野川右岸農業水利事業所 石川農地防災事業所
近 畿		大和平野農地防災事業所 巨椋池農地防災事業所
中国四国		東伯農業水利事業所 児島湖沿岸農地防災事業所
九 州	沖永良部農業水利事業所 綾川二期農業水利事業所	

## 第2節 地方農政局

### 1 東北農政局

#### (1) 地域及び農家経済の動向

##### ア 地域経済

主要経済指標から平成19年の東北地域の経済情勢をみると、個人消費は大型小売店販売額（前年比－2.2%）、家電量販店販売額（同－2.9%）、乗用車新車登録届け出数（同－4.2%）など、いずれも前年を下回り個人消費の低迷が続いている。

鉱工業生産動向は、好調なデジタル家電、自動車関連需要と活発な設備投資を背景に一般機械工業が好調であったことから、生産指数は108.6と過去最高の水準となるなど、全体として緩やかな上昇が続いている。雇用情勢は、有効求人倍率（同0.76）、新規求人倍率（同1.09）とも前年度に比べて低下した。

##### イ 農家経営（水田作経営）

東北の平成19年水田作経営の農家1戸当たりの農業粗収益は3万4千円増加し250万円（前年比101.4

%）、農業経営費は3万2千円増加し184万円（同101.8%）となった。この結果、農業所得は2千円増加し66万円（同100.3%）となった。

また、農外所得は215万円（同98.8%）、年金等の収入は161万円（同95.7%）と減少した。

この結果、これら農業所得、農外所得、年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は441万円（同92.4%）で、前年に比べて36万3千円減少した。

#### (2) 農業生産の動向

##### ア 水稻

平成19年産水稻の作付面積（子実用）は、他作物への転換等により、前年産に比べ6,000ha減少し43万3,800ha（前年比99%）となった。品種別作付面積は、「ひとめぼれ」、「あきたこまち」、「コシヒカリ」の順となっている。

作柄は、一部地域で、7月中旬の低温の影響による障害不稔や9月中旬の大雨による被害により平年を下回ったものの、もみ数が平年並みで、登熟も比較的順調であったことから、10a当たり収量は560kg（作況指数101）となった。その結果、収穫量は、243

万1,000 t (同101%) となった。

品質については、1等米比率(水稲うち、平成20年9月末現在)は前年産を0.8ポイント上回り91.1%となった。

#### イ 麦

平成19年産麦(子実用)の作付面積は、小麦が前年産に比べ80ha減少し8,160ha(前年比99%)、六条大麦が前年産に比べ10ha増加し1,410ha(同101%)となった。

作柄は、小麦が冬期間の暖冬傾向により、初期生育がおおむね順調であったこと、出穂後も気温、日照時間が平年を上回って推移したことから、10a当たり収量は197kg(同111%)、六条大麦は、主産地である宮城県で、は種の遅れから初期生育が抑制された影響により、前年産に比べ穂数が少なかったこと等から、10a当たり収量は257kg(同83%)となった。その結果、収穫量は、小麦が1万6,100 t(同110%)、六条大麦が3,630 t(同84%)となった。

品質については、1等麦比率(平成20年4月末現在)で、小麦が前年を24.8ポイント上回り62.7%、六条大麦が前年産を14.7ポイント上回り19.6%となった。

#### ウ 大豆

平成19年産大豆の作付面積は、他作物からの転換等により、前年産に比べ2,500ha増加し3万8,100ha(前年比107%)となった。

作柄は、生育がおおむね順調であった地域がある一方、秋田県等で8月下旬以降、局地的な大雨による被害が見られたこと等から、10a当たり収量は137kg(同98%)となったが、収穫量は5万2,100 t(同105%)となった。

#### エ 野菜

平成19年産指定野菜(14品目)の作付面積は、労働力事情による規模縮小等があったことから、前年産に比べて500ha減少し3万5,500ha(前年比99%)となった。

指定野菜の収穫量は97万 t(同100%)となり、出荷量は64万1,800 t(同102%)となった。

#### オ 果樹

平成19年産りんごの結果樹面積は、前年産に比べて300ha減少し2万9,800ha(前年比99%)となった。収穫量は63万5,100 t(同102%)、出荷量は56万9,000 t(同102%)で、前年産に比べてそれぞれ1万4,300 t、1万3,500 t増加した。

日本なし(主産県計)の結果樹面積は1,640ha、収穫量3万1,900 t、出荷量は2万9,100 tとなった。

ぶどう(主産県計)の結果樹面積は3,040ha、収穫量3万7,600 t、出荷量は3万3,700 tとなった。

#### カ 花き

平成19年産花きの作付面積をみると、切り花類が1,913ha、鉢もの類130ha、花壇用苗もの類が119haであった。

#### キ 畜産

平成20年2月1日現在の飼養戸数は、乳用牛3,910戸(前年比95.6%)、肉用牛2万2,600戸(同97.0%)、豚1,060戸(同93.0%)、採卵鶏256戸(同94.5%)となった。

飼養頭羽数は、乳用牛13万2,700頭(同94.6%)、肉用牛41万4,700頭(同101.7%)となり、豚165万3,000頭(同100.8%)成鶏めす1,924万5,000羽(同99.5%)となった。

### (3) 主要な農政課題等をめぐる動き

#### ア 食料自給率向上に向けた取組

東北地域の食料自給率は107%と、全国に比べるとかなり高い水準となっているが、米を除いた自給率は32%と低い水準にある。このため東北農政局では、県、市町村域において、食料自給率向上に向けた問題意識の共有と、取り組み意識の向上を図るため、情報提供や意見交換を行うキャラバン(601回実施)や、農業者や消費者等、幅広い参加者と「食と農を語る会」(延べ約900名の参加)を実施した。

東北農政局、東北6県、6県JA中央会、農業者団体、食品関連団体、消費者団体、経済団体の35団体が連携した「東北地域食料自給率向上協議会」では、12月に「東北地域食料自給率向上シンポジウム」を仙台で開催した。

さらには、局ホームページ、メールマガジンにより最新情報等を発信する等、自給率向上への積極的なPR活動に努めてきた。

#### イ 農林水産物・食品等の輸出促進

東北地域の農林水産物及び、食品の輸出促進を図る目的で設立した「東北地域農林水産物等輸出促進協議会(会員45団体)」では、平成19年6月に、東北地域の農林水産物等の輸出拡大方策を取りまとめた「東北地域農林水産物等輸出促進戦略」を策定した。

また、「中国への食品輸出戦略」をテーマに輸出促進セミナー、展示・商談会等を行う「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会(東北ブロック)」や、「輸出品の育成と販売戦略」をテーマとした「東北地域農林水産物等輸出促進シンポジウム」、また、「農林水産物等輸出における輸送コスト削減方法を考える」と題した講演会を開催し、関心のある農業

者・団体・企業等との意見交換を行った。

この他、各県等で開催されたセミナー等に参加し、農林水産物等の輸出の現状や輸出支援策等の情報提供を行った。

#### ウ 食の安全と消費者の信頼の確保

##### (ア) リスクコミュニケーションの推進等

東北地域における食品安全行政を円滑かつ効果的に推進していくため「食の安全・安心推進連絡会議」を管内の各地方農政事務所、地域課で開催した。

また、厚生労働省仙台検疫所等他機関と連携し、管内各県において同一テーマによる小規模なリスクコミュニケーションや意見交換会を実施する等、食の安全等に関する情報提供等を実施した。

##### (イ) 食育の推進

「東北地域食育推進協議会」において、各県や関係者と連携し、学校給食への地場産物活用、食事バランスガイド等の普及、教育ファームの実施、市町村における食育推進計画の作成を重点的に推進することを決定した。このほか、管内の各地方農政事務所においても、定期的に各県食育推進協議会を開催した。

さらに、各地域で取り組まれている食育活動に対し、その取組を一層推進するために、食育活動表彰を行った。(東北農政局長賞3団体、東北農政局長食育奨励賞4団体)

##### (ウ) 食品表示

JAS制度の普及・啓発については、消費者団体、生産者団体等に幅広く呼びかけ、食品表示フォーラムや食品品質表示セミナー等を開催したほか、食品表示に関する講習会や講師派遣を行った。

平成19年11月には、ショルダーベーコン加工品に対するJASマークの不正使用について1業者(精肉店)に対し刑事告発の手続きを行った。

##### (エ) 牛トレーサビリティ制度について

平成19年度においても前年度に引き続き、生産段階及び流通段階の立入検査による遵守事項の違反に対する監視・指導を行うとともに、個体識別番号が適正に伝達されているかどうかを科学的に確認するため、DNA鑑定用サンプル採取(採取検体数1,460検体)を行った。

##### (オ) 農薬の適正使用について

ポジティブリスト制度施行後、生産現場で混乱が生じないように、関係団体と協力し、対策について現場へ農薬使用基準の遵守、使用農薬の記帳、ドリフト低減対策等の指導、説明会及び相談窓口

の設置等を実施してきた。管内ではポジティブリスト制度施行後、ドリフトによる基準値超過は発生していない。

##### (カ) GAP手法の普及・推進について

食の安全・安心、消費者の信頼を確保するため、平成19年2月に「東北農政局GAP手法推進会議」を設置し、管内60の主要産地への導入を目指して、県、農業団体等を対象とした説明会を開催し、GAP手法の周知と導入手順等の普及・推進を図った。

また、管内の各地方農政事務所においても、水田・畑作経営所得安定対策加入申請者への普及と消費者・食品事業者等を対象にした意見交換会等により普及・推進に取り組んだ。

#### エ 経営所得安定対策等の一体的な推進について

東北農政局では、平成18年3月に農政局長を本部長とする「東北農政局経営所得安定対策等推進本部」を設置した。その下には、本対策の推進活動を具体化する組織として関係各課で構成される「水田・畑作経営所得安定対策推進チーム」、「米政策改革推進チーム」、「農地・水・環境保全向上対策推進チーム」を設置した。

また、各県域には、農政事務所長を議長とする「県域経営所得安定対策等推進連絡会議」を置いて、地域の実情に応じた推進を行うための体制を整備している。

具体的な取組としては、①推進本部と各推進チーム長・同幹事長合同打合せの定期開催、②推進本部長と県域連絡会議議長との意見交換の開催、③推進本部事務局と県域連絡会議事務局との合同会議等を開催するなど、逐次取組状況の把握と進行管理を行い、情報の共有と取り組む方向性を確認しながら効果的な推進を図ってきた。このほか、農業者等の本対策への理解を深める取組として、農政局長による記者発表(逐次)など積極的な情報提供を行った。

##### (ア) 米政策改革推進対策

###### a 平成19年産米の取組について

米の需給調整については、平成19年産米から農業者・農業者団体の主体的な需給システムへ移行した。

平成18年11月に公表された「平成19年産米の都道府県別の需要量に関する情報」において、東北は222万トンが設定された。これは、前年産需要量より3万トンの削減である。

このため、新たな需給調整システム下において、平成19年産米の生産が的確になされるよう、

生産数量目標の円滑な配分に向けて、地域水田農業推進協議会及び、生産調整方針作成者等に対する指導・助言や、生産調整に参加していない農業者に対しての個別訪問等、関係機関・団体と連携し取組を行った。

しかし、需要量に関する情報を上回る生産となり、過剰作付の解消とはならなかった。

#### b 平成20年産米の取組について

平成19年12月に公表された「平成20年産米の都道府県別の需要量に関する情報」において、東北は216万トンが設定された。これは、前年産需要量より6万トンの削減である。

また、平成20年産米以降の生産調整の実効性確保を目指すこととして、「当面の生産調整の進め方」(平成19年12月21日農林水産省農政改革三対策緊急検討本部決定。)が決定された。

その決定を受け、平成19年産において実施してきた取組の他に、地域水田農業活性化緊急対策等の活用により、平成20年産米の生産が的確に行われるよう関係機関・団体と連携し働きかけを行った。

#### (イ) 水田・畑作経営所得安定対策

水田・畑作経営所得安定対策では、平成19年産からの実施に向けて、加入推進を働きかけるチラシを作成するとともに、関係機関との意見交換会、集落座談会や加入推進活動を実施した。

また、出張による受付や休日の受付窓口開設などの取組も関係機関の協力を得ながら行った。

この結果、管内の加入申請実績は、19年産米は1万9,469経営体(14万1,286ha)、同年産大豆は5,575経営体(2万8,798ha)、20年産麦は1,300経営体(9,122ha)となった。

#### (ウ) 農地・水・環境保全向上対策

東北農政局では、「経営所得安定対策等推進本部農地・水・環境保全向上対策推進チーム」及び各県域ごとに設置された「推進チーム」が地域協議会等に対し指導・支援を行った。この結果、平成19年度は、東北管内231市町村の8割(77.9%)にあたる180市町村で本対策に取り組まれた。共同活動は、管内6県合わせて3,237組織(約28万ha)が設立され、取組面積では全国(約116万ha)の24%を占める。営農活動は、管内6県合わせて389組織(約1万5千ha)で取り組まれた。

#### オ 都市と農山漁村の共生・対流の推進

都市と農山漁村の共生・対流の推進に向けた取組みとして、関係機関を構成員とする連絡協議会を設

置し連携を図るとともに、東北農政局メールマガジンやホームページを活用して、管内の優良事例や、地域での取組を紹介するなど情報発信を行った。

また、農山漁村の活性化に向け「グリーン・ツーリズムで元気に!!」をテーマに、知事、グリーン・ツーリズム推進団体の長、及び農政局長との三者による意見交換を、宮城県及び青森県で実施した。

#### カ 農山漁村の活性化

東北農政局農村計画部農村振興課に農山漁村活性化支援窓口を開設し、管内の農山漁村活性化の推進に向けた支援活動を行った。

また、農山漁村活性化の普及・啓発のため、①管内全市町村でのキャンペーン、②地域活性化応援隊派遣相談会、③みずほの国・防人(さきもり)応援隊、④宮城県及び青森県知事と東北農政局長等との三者による意見交換、⑤子ども農山漁村交流プロジェクトの啓発等を実施した。

その結果、平成19年度は管内42市町村で農山漁村活性化計画が策定された。

#### キ バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

バイオマス・ニッポン総合戦略の趣旨に基づき、東北地域のバイオマス利活用を推進するため、関係機関の連携と連絡調整を図る東北地域バイオマス利活用推進連絡会議(事務局は東北農政局)を2回開催するとともに、バイオマス利活用に取り組む企業や市町村との意見交換を実施した。

また、東北バイオマスフォーラム2007の開催や、県等の要請に応じてセミナー等への講師派遣や資料提供を行った。

平成16年度から取り組んでいるバイオマスタウン構想では、平成19年度新たに11地域が加わり、管内29地域で策定・公表されている。

バイオマスタウンの実現を推進するため、構想の策定や変換・利用施設整備に対し、バイオマス利活用交付金事業により支援した。

#### (4) 関係機関との連携強化

平成19年11月に開催された地域活性化統合本部会において、地方再生の総合的な推進を図るための「地方再生戦略」が了承された。本取組の推進にあたって東北圏(東北6県と新潟県)の窓口「内閣官房地域活性化統合事務局東北圏地方連絡室」(幹事局:東北農政局)が農政局内に設置された。

また、(社)東北経済連合会、(財)東北産業活性化センター、(財)東北開発研究センター等経済団体や民間研究機関等との意見交換を行った。

さらに、研究者、行政機関及び農業者等幅広く研究・

実践交流を行う地方独自の学会として設立された東北農業経済学会主催の第43回岩手県大会が「水田・畑作経営所得安定対策始動下における東北の集落営農」をテーマに開催され、業種を超えた連携強化にも取り組んだ。

### (5) 広報活動

管内の農業の動向、農政に関する施策の普及浸透を図るため、多様な広報活動を行った。

#### ア 報道機関への情報発信

報道関係者に対して、プレスリリース及び記者レクチャー(計259回)を実施し、迅速な情報提供を行った。

また、重要な施策等については、局長記者発表/説明(年10回)を実施し、幅広いPRに努めた。

#### イ 広報誌発行

行政機関、農業関係団体、生産者・消費者等を対象に広報誌「土と水と、人間と」を年4回(24,000部)発行し、東北農政局の取り組みや農林水産省が推進している施策等について、取組事例等を交え紹介した。

また、東北の農業・農村の現状等を図表等でまとめた「東北農業のすがた2007」を年1回(5,000部)発行し、東北における食料・農業・農村の情勢について紹介した。

#### ウ インターネットの活用

広く国民への効果的な情報提供の観点から、ホームページ内容の迅速な更新を行うとともに、メールマガジンを毎週配信し、施策等にかかる最新情報の提供を行った。(平成19年度:52回発行、読者数:5,778名)

また、CMS(コンテンツ・マネジメント・システム)を導入し、高齢者、障害者にも利用しやすいホームページに改善を図った。

## 2 関東農政局

### (1) 地域経済及び農業産出額

#### ア 地域経済

平成19年の関東の経済情勢を主要指標で見ると、鉱工業生産指数は前年比+2.7ポイント、出荷は前年比+3.0%とそれぞれ5年連続の上昇、在庫は前年比+1.6%と4年連続の上昇となった。着工新設住宅戸数は前年比20.3%減少し、6年ぶりの減少となった。有効求人倍率は、南関東(埼玉、千葉、東京、神奈川)で1.14、北関東・甲信(茨城、栃木、群馬、山梨、長野)で1.25となった。総世帯の家計消費支出は前年に比べて14.6%増加し、3年ぶりの増加と

なった。

#### イ 農業産出額

管内における平成19年の農業産出額(全国農業地域別、都道府県別)は2兆2,340億円で、管内の農業産出額が全国に占める割合は26%となっている。

### (2) 農業生産の動向

#### ア 水田を中心とした土地利用型作物(平成19年産)

水稲の作付面積は32万7,600haで、前年に比べて100ha増加(対前年比100%)した。

作柄は、全もみ数が管内6県で「やや少ない」、その他の県では「平年並み」だった。

10a当たり収量は523kg(作況指数98)、収穫量は171万3,000t(対前年比102%)となった。

品種別では「コシヒカリ」が作付面積の65%を占め、続いて「あきたこまち」の5%、「あさひの夢」、「キヌヒカリ」がそれぞれ4%の順となっている。

4麦(小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦)合計の作付面積(子実用)は4万1,200haで、前年に比べて3,700ha減少(対前年比92%)し、収穫量は12万9,900t(同85%)となった。

大豆の作付面積は1万4,900haで、前年に比べて700ha減少(同96%)した。収穫量は2万3,600t(同90%)となった。

#### イ 園芸作物

19年産主要野菜(39品目)の作付面積は14万6,700haで、収穫量446万2,000t、出荷量374万4,000tであった。

19年産果樹(主要品目)の栽培面積は5万8,800haで、前年産に比べて700ha減少(対前年比99%)した。主要果実(主産県)の収穫量は、温州みかんが17万7,400t(同119%)、りんごが18万1,800t(同96%)、日本なしが13万3,200t(同104%)、ぶどうが8万7,800t(同98%)であった。

19年の花きの作付(収穫)面積は切り花が4,202ha、球根類48ha、鉢もの類763ha、花壇用苗もの類が625haであった。

#### ウ 畜産・飼料作物

20年2月1日現在の乳用牛飼養頭数は24万6,900頭(対前年比95%)と減少し、肉用牛飼養頭数は36万7,000頭(同100%)で前年並みだった。

また、19年の生乳生産量は149万t(同97%)となった。

19年産の飼料作物の作付面積は4万3,300haで、前年産に比べて400ha(同99%)減少した。

#### エ 工芸農作物

19年産の茶の栽培面積は2万2,600ha(対前年比99

%)、主産県の荒茶生産量は4万1,200t(同100%)で全国の45%の生産を占めている。

19年産のこんにゃくいも(主産県)は収穫量が6万1,400t(同92%)で、全国の主産地となっている。

### (3) 主要な農政課題等をめぐる動き

#### ア 食料自給率の向上に向けた取組

関東農政局では、意見交換会の開催、広報活動等を通じ、「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月25日閣議決定)の施策に沿って、地産地消、食育、学校米飯給食、米粉の普及、飼料増産・食品残さの飼料化等の推進を図ることにより、食料自給率の向上に向けた国民の理解醸成に取り組んだ。

具体的な取組として、「食料自給率の向上に資する優良取組事例」、「学校給食における地産地消の取組事例」、「地産地消推進計画の策定地域の取組事例」の収集及びその情報発信、「食育シンポジウム」の開催、学校米飯給食の実施回数が週3回に達していない市区町村への働きかけ、「関東米粉普及推進協議会」の開催、「関東地域飼料増産及び食品残さ飼料化(エコフィード)合同会議」の開催等を行った。

#### イ 担い手の育成・確保の推進

19年産から導入された品目横断的経営安定対策について、生産現場からの多くの意見を踏まえ、対策に関する誤解の解消に努めるとともに、名称を「水田・畑作経営所得安定対策」と改め、市町村特認制度の創設による面積要件、収入減少影響緩和対策の充実等の見直しが行われた。

この見直しの周知徹底を図るため、関東ブロック及び各県段階で説明会を実施するとともに、農政事務所においても、関係機関と連携を図りながら、市町村、集落単位の説明会を開催した。

また、農政局及び農政事務所において同対策のパンフレットを作成し全農家へ配布、農政局のホームページ・メールマガジンによる農業者への情報提供等の広報活動を行った。

20年産の同対策への加入受付に当たっては、市町村・農協等の協力を得ながら、事前説明会の開催、出張受付の実施等により円滑に事務が行われるよう努めた。

なお、同対策への20年産加入申請状況は、前年より1,302経営体増加の7,079経営体、作付予定面積は米3万7,285haで前年より4,129ha増加、4麦(小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦)3万5,163haで前年より1,358ha増加、大豆1万456haで484ha増加となった。

#### ウ 農地政策改革、農地の有効活用に向けた取組

農業生産法人以外の一般企業等が、平成15年の構

造改革特区及び17年に導入された特定法人貸付事業を活用し、農地を借りて農業経営に参入しており、耕作放棄地の解消及び地域の新たな担い手として活躍している。

関東農政局では、「関東農政局企業等農業参入推進チーム」を設置し、特定法人貸付事業のPRパンフレット及び管内における参入事例集を作成し、管内都県建設業協会及び食品産業協議会等関係団体に配布、説明したほか、一般企業及び地方公共団体等に対し、新規参入に係る情報の提供を個別に行った。

さらに、農政局ホームページ(<http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/kouzou/kigyousannyuu/index.html>)で「企業の農業参入支援」としてわかりやすく掲載した。この結果、管内では、20年3月現在で55法人(全国281法人の2割)が参入し、19年3月に比べ12法人の増加となった。

管内の耕作放棄地面積については、2005年農業センサスによると11万haであり、過去10年間で1.7倍に増加し、耕作放棄地率は8.3%から15.2%に上昇した。

また、平成18年度に実施した農業資源調査によると、農振農用地区域内の耕作放棄地は管内では2.6万haとなった。

このような状況の中、関東農政局では、農業資源調査の結果を基に、耕作放棄地の多い市町村や耕作放棄地率の高い市町村等、緊急に耕作放棄地の解消を図る必要がある35市町村を重点市町村に選定し「関東農政局遊休農地活用支援チーム」の構成員により「遊休農地解消計画」の策定に向けた現地指導等を実施した。

このほか、説明会やキャラバン等を開催し、管内各都県、市町村担当者に施策の周知を図った。

#### エ 米政策改革の推進

関東農政局管内では、米政策改革大綱等に基づき、各県に水田農業推進協議会が、市町村段階に351(19年5月末現在)の地域水田農業推進協議会(以下「地域協議会」という。)が設立されている。地域協議会では、米づくりの本来あるべき姿の実現に向け、地域の作物の生産・販売戦略、水田の複合的な利活用、担い手の育成といった将来方向を明確にした「地域水田農業ビジョン(以下「ビジョン」という。))」を策定し、生産調整と生産・経営対策を一体的に実施することにより、地域における水田農業の構造改革を促進している。

ビジョンについては、16年度の策定後、各地域で点検・見直しが行われ、その内容に様々な工夫や特

徴が見られるが、19年度は、米政策改革の第2ステージへの移行を踏まえ、農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムを円滑に実施するために、国の支援策、新たな需給調整システムの仕組み、農業者団体や行政の役割等について、県・地域段階での説明会や意見交換会を管内各地で開催し、需要に応じた生産の促進に努めた。

しかし、19年産の米価については、全国の作況指数が99の平年作でありながら、多くの銘柄で前年産を大幅に下回る異常事態となったことから、農林水産省では「米緊急対策」を実施し、政府備蓄米を34万トン積み増すとともに、20年産米の生産調整の実効性確保に全力をあげることにした。

特に、19年産の米の作付状況をみると、全国の過剰作付面積の約5割が関東農政局管内に存在していることから、生産調整の確実な実施と主食用米以外の作物への転換が図られるよう、19年度補正予算による地域水田農業活性化緊急対策交付金及び産地づくり交付金を活用して、地域協議会を中心に生産調整目標の達成に向けた取組を推進した。

#### オ 環境保全型農業の推進

学識経験者、都県、農業団体等関係機関で構成する環境保全型農業推進会議を開催し、管内における環境保全型農業の普及・啓発について検討を行った。

また、第13回環境保全型農業推進コンクールにおいて環境保全型農業の分野で、群馬県栗田温室農園、静岡県 JA とびあ浜松 PC ガーベラ販売部会が農林水産大臣賞を受賞したほか、優秀賞3点、奨励賞3点の受賞があった。また、有機農業の分野では、千葉県さんぶ野菜ネットワークが農林水産大臣賞を受賞し、ほか1点が奨励賞を受賞した。3月には表彰式及び事例発表会を開催した。

持続農業法に基づく関東管内の認定農業者（エコファーマー）は着実に増加し、20年3月末現在で、37,528件（前年同月末31,752件、対前年比18.2%増）となっている。

さらに、土づくり・適正施肥対策として、技術普及のための研究会において土壌調査技術等の研修を行った。

平成19年4月から開始された農地・水・環境保全向上対策については、30市町村、40活動組織の815haで営農活動支援が実施された。

#### カ 農林水産物・食品の輸出促進

関東農政局では、管内の関係機関・団体等の連携を深め、関東地域の農林水産物・食品の輸出の取組を促進するため、9月に「農林水産物等輸出促進関

東地域協議会」を設立した。同協議会は、管内8都県において輸出にかかる諸制度や支援措置の情報、輸出取組の先進事例等の情報を提供するセミナーを開催した。また、11月には「輸出産品発掘会」を開催し、産品を出品した農林漁業者等が、試食を通じてバイヤー等から、その輸出可能性についてのアドバイスを受けるとともに、商談成立につながる話し合いが行われた。

農政局では同協議会の活動を支援するとともに、ホームページへの掲載などによる輸出関連情報の提供や輸出相談窓口における輸出取組者からの相談・質問等への対応を行った。

これらの輸出促進対策に取り組んだ結果、管内では輸出取組の増加がみられた。

#### キ 食の安全・消費者の信頼確保に向けた取組と食育の推進

関東農政局では、食の安全を確保するため、農薬、飼料及び水産医薬品の生産資材調査、農産物のカドミウム等の残留有害物質等調査並びに BSE 対策として飼料及び肥料への混入防止措置、牛トレーサビリティ制度の遵守状況等調査、高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応についての普及・啓発等を行った。

また、消費者の信頼を確保するために、「GAP 手法に関する意見交換会」や「食品トレーサビリティ普及啓発関東地域セミナー」を開催する等、食品の安全施策についてのリスクコミュニケーションを推進するとともに、関東農政局が取組む食の安全施策に関しての情報提供を行うため、ホームページ等を活用するほか、「消費者等との意見交換会」、「リスク管理セミナー」、「食品表示セミナー」を各都県において開催した。

さらに、生鮮食品等の表示調査、有機農産物の表示や認定生産行程管理状況等の調査、食品表示110番及び食品表示ウォッチャー等の情報を活用した事実確認のための調査等を実施し、食品表示の適正化を推進するとともに、食品表示制度の普及啓発のため前橋市及び甲府市において食品表示地域フォーラムを開催した。

食育の推進については、厚生労働省と農林水産省が共同で策定した「食事バランスガイド」の普及・活用推進のため、消費者や食品事業者等を対象とする説明会の開催、出前講座への講師派遣、消費者等を対象としたイベント等への出展等を行うとともに、地域における活動を「食の安全・安心確保交付金」で支援した。

また、消費者等に農業や食に関する理解を深めてもらうため、農業・調理体験等の活動を各都県で関係機関と連携して実施した。

さらに、「食育月間」でのシンポジウムの開催、消費者の部屋特別展示、セミナー等を開催した。

その他、「関東地域食育推進ネットワーク」の事務局として、ホームページの活用、メールマガジンの発行等を通じて参加者相互の情報交換や会員の情報発信の支援を行うとともに、実践事例の報告や意見・情報交換会を管内各都県毎に実施した。

#### ク 食品リサイクルの推進

平成19年12月に改正食品リサイクル法が施行され、事業者ごとに再生利用等の実施目標が設定されることや定期報告義務が新設される等の改正が行われた。このため、関東農政局では、改正法が円滑に運用されるよう、農政事務所等の職員が該当する事業者への訪問等により周知及び徹底を図るための取組を行った(19年度5,254事業者)。加えて、茨城県主催のセミナー等において改正法の説明や優良な食品リサイクルの取組事例の紹介等を行った。

また、優良な食品リサイクル事業者を育成するため、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者への指導等を行った(20年3月末管内登録事業者数50件)。

さらに、地域バイオマス利活用交付金を活用した廃食用油のバイオディーゼル燃料化施設(千葉県大多喜町)の整備を行った。

#### ケ 農商工連携

関東農政局では、農商工連携促進のための取組として、経済産業省関東経済産業局との共催で、「農商工連携関連施策関東ブロック説明会」を開催し、管内都県及び新潟県の担当者を対象に農商工連携促進による地域経済活性化のための取組及び農商工連携関連法案に関する説明を行った。

また、農林水産省と経済産業省が共同で実施した「農商工連携88選」の取組事例募集について、関東農政局メールマガジンにより情報発信を行うとともに、管内で農商工連携に既に取り組んでいる事業者等への案内を行った。

#### コ バイオマスの利活用の推進

関東農政局では、関東地域の各省地方支分部局及び試験研究機関、都県からなる「バイオマス・ニッポン総合戦略関東地域連絡協議会」の幹事会を開催し、各機関の情報の共有を図った。

また、19年度新規補助事業である関東バイオマス発見・活用促進事業により組織された産学官による

「関東バイオマス発見活用協議会」が開催した「食とバイオマス」と題するシンポジウムや、同事業を活用して行われた未利用バイオマス調査等への支援を行った。

さらに、地域バイオマス利活用交付金や、バイオ燃料地域利用モデル実証事業により、地域におけるバイオマスの利活用を支援した。

これらの活動等を通じ、バイオマスの利活用及びバイオマスタウン構想の普及・啓発の推進を図った。

#### サ 都市と農山漁村の共生・対流の推進

関東農政局では、地方公共団体等が進める都市と農山漁村の共生・対流の各般の取組に対し、総合的な支援を行うため、関係府省の地方支分部局及び都県と連携し「都市と農山漁村の共生・対流の推進に関する関東地域連絡協議会」を設置(15年7月)し、支援方策の検討やシンポジウム等を開催している。

20年3月にjp.都市農村交流推進協議会関東支部と共催で「都市と農山漁村の交流を担うひとづくり」をテーマに『グリーン・ツーリズムセミナー in 関東2008』を開催した。

さらに、関東農政局のホームページ(都市と農山漁村の共生・対流)及び広報誌「いぶき」を通じて、管内都県におけるイベントや農山漁村地域において行われる農林漁業体験、都市農村交流施設等の最新情報を提供した。

#### シ 鳥獣被害防止対策の推進

関東農政局では、増加傾向にある鳥獣害を軽減・防止するため、様々な取組を行っており、最新の被害防止技術の普及を目的として、農作物鳥獣害防止対策技術検討会や関東・東北地区鳥獣害防止対策フォーラムを開催した。

また、19年12月に成立した、鳥獣被害防止特別措置法の現地説明を行うとともに、市町村が計画的に行う鳥獣害対策への支援(鳥獣害防止総合対策事業)の説明を行った。

さらに、地域の要請に応じて、鳥獣害対策のアドバイスをを行う専門家を16地域に派遣し、地域の被害防止対策を推進した。

#### (4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、「関東地域食育推進ネットワーク」、「地域農政に関する市町村長懇談会」、「報道関係者との懇談会」、「報道関係者との現地調査」、「経済団体との意見交換会」、「農林水産統計情報交換会」等の各種懇談会、意見交換会を開催し、広く意見交換を行った。

また、各種施策の推進に当たっては、都県、生産者

団体、実需者団体、消費者団体、試験研究機関等との各種会議、意見交換を通じ意思疎通を図ってきた。とくに新たな施策（水田・畑作経営所得安定対策、米政策改革、農地・水・環境保全向上対策）の啓発・普及に向け関東ブロック、都県地域の各段階で説明会などを実施した。

さらに、「関東地域農林水産情報ネットワーク」を活用し、生産者、自治体、JA、生協、消費者など地域関係者間の連携を図りながら、その地域における農林水産情報を迅速に分かりやすく提供するよう努めてきた。

### (5) 広報活動

管内の農業動向、農業行政に関する施策等の普及浸透を図るため、「関東食料・農業・農村情勢報告」、各種統計資料を公表し、一般消費者や都県関係者及び報道関係者等に管内の農業・農村を紹介した。

広報誌「いぶき」（隔月）を発行し都県、市町村、農業・消費者団体などに配布した。また農林漁業現地情報「むらとまちの話題」を毎月ホームページに掲載した。

食料・農業・農村に関する情報を「関東食農 News」としてメールマガジンで月2回程度提供するとともに、同ニュースを関東農政局ホームページに掲載した。

また、グリーン・ツーリズム、食育、農業体験をはじめとする各種技術指導など、様々な分野で活躍する人材を「農業・農村人材バンク」として紹介した。

インフォメーションセンター内の「消費者の部屋」では、毎月各部の協力で農林水産業に関する幅広いテーマを取り上げた特色ある展示を行うとともに、各地方農政事務所にも消費者コーナーを設け、広く消費者に情報提供を行った。

なお、各種施策の推進に当たっては、リーフレットの配布や説明会の開催、優良事例の紹介等に努めた。

さらに各地域で行われた農業祭等のイベントに参加し、農業施策等について広くPRを行った。

## 3 北陸農政局

### (1) 地域経済及び農業経営の概要

#### ア 地域経済

管内の平成19年度の経済情勢をみると、生産活動は、引き続き増加しており、企業の19年度の企業収益は、製造業で金属製品を中心に、中国や東南アジア向けが順調で増益見込み、非製造業で卸売を中心に減益見込み、全産業では減益見込みとなっており、設備投資は、製造業で情報通信機械器具や繊維、衣服等が、非製造業で大型店の新規出店効果や金融・

保険等が増加見込みとなり、製造業、非製造業とも増加見込みとなっている。

雇用情勢は、全体として改善傾向が緩やかとなり、個人消費は、全体として持ち直しの動きが緩やかとなっている。

#### イ 個別経営の営農類型別経営統計（水田作経営）

北陸の19年水田作経営農家1戸当たりの農業粗収益は228万円で、前年に比べて12万円（4.8%）減少した。これは、1戸当たりの水稲生産量は増加したものの、米価格が低下したこと等による。

一方、農業経営費は170万円で、前年並みとなったことから、農業所得は58万円となり、前年に比べ11万円（15.4%）減少した。

また、農業所得、農外所得、年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は534万円で、前年に比べ17万円（3.0%）減少した。

水田作付延べ面積規模別で最も大きい20ha以上階層農業所得は1,271万円と、北陸において平均的な経営規模である1.0～2.0ha階層（55万円）の約23倍となっている。

### (2) 農業生産の動向

#### ア 水稲

19年産水稲の作付面積（子実用）は、米の需要量の配分に基づく作付面積目標等の減少から前年産に比べ600ha（0.3%）減少し、21万5,600haとなった。

10a当たり収量は、全もみ数は平年並みであったものの、登熟が8月下旬から9月上旬にかけての日照不足等によりやや不良となったことから、前年産を6kg（1.1%）下回る529kgとなり、作況指数は99となった。

県別には、新潟県が作況指数100の539kg、富山県が97の521kg、石川県が99の513kg、福井県が99の512kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を1万7千t（1.5%）下回る114万tとなった。

品種別には、コシヒカリが87万3,100tで全収穫量の76.6%を占めた。

#### イ 麦

19年産六条大麦（子実用）の作付面積は、需要の増加等により前年産に比べ610ha（8.3%）増加し、8千haとなった。

10a当たり収量は、初期生育が天候に恵まれ良好で、穂数が前年産に比べて多かった。また、登熟も登熟期間の日照時間が多く、気温日較差も大きかったことから良好で、前年産を80kg（28.6%）上回る360kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を8,100 t (39.1%) 上回る2万8,800 tとなった。

#### ウ 大豆

19年産大豆(乾燥子実)の作付面積は、六条大麦への転換等により前年産に比べ200ha(1.3%)減少し、1万4,800haとなった。

10a当たり収量は、7月の日照不足・多雨により生育がやや抑制され、登熟も梅雨入り後の湿害や8月の高温により抑制されたことから、前年産を12kg(8.5%)下回る129kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を2,100 t(9.9%)下回る1万9,100 tとなった。

#### エ 畜産

20年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は544戸(前年同月比3.7%減)で、飼養頭数は2万400頭(同6.0%減)となった。

肉用牛の飼養戸数は579戸(同1.5%減)で、飼養頭数は2万4,400頭(同2.4%減)となった。

豚の飼養戸数は253戸(同2.7%減)で、飼養頭数は29万4,900頭(同3.1%減)となった。

採卵鶏の飼養戸数は123戸(同9.6%減)で、飼養羽数は1,005万3千羽(同4.5%減)となった。

#### (3) 主要な農政課題等をめぐる動き

#### ア 経営所得安定対策等の推進

##### (ア) 水田・畑作経営所得安定対策の推進

##### a 取組概要

局内に設置した「経営所得安定対策等推進本部」(17年11月)を中心に、各農政事務所等とともに、県、市町村、農業団体と連携・協力して、担い手の育成・確保を図るとともに、対策への加入促進に努めた。

##### b 加入申請結果

管内における19年産の加入申請経営体は、1万211経営体で、全国の14%を占めている。経営形態別では、認定農業者が9,420経営体、集落営農組織が791経営体となっている。

作付計画面積で見ると、米については、7万3,919haで全国面積の17%、18年産作付面積の34%、麦については、7,906haで全国面積の3%、18年産作付面積の106%、大豆については、1万3,176haで全国面積の12%、18年産作付面積の88%となっている。

##### c 対策の見直し及び加入促進

生産現場からの意見等を踏まえ、19年12月に内容の見直しと名称の変更が行われた水田・畑作経営所得安定対策について、制度見直し等の

周知徹底、対策への加入促進等を図るとともに、組織をあげて、表裏一体の関係にある米政策改革の推進と一体的な取組を行った。

具体的には、見直し内容等について、農家に分かり易いパンフレットを作成し、JA、市町村等の協力を得て、全ての農家に配布するとともに、説明会の開催や集落座談会を通じて農家への周知徹底を図った。

また、新たに創設された市町村特認等については、県の協力も得て農政局、農政事務所及び地域課から市町村等に説明し、周知徹底を図った。

さらにこれと並行して、対策への加入を促進するため、担い手リストにより加入が見込まれる担い手を把握し、確実に変更内容の周知等を図るとともに加入申請が行われるよう働きかけを行った。

#### (イ) 米政策改革の推進

##### a 平成19年産米の取組

米政策改革については、19年産から、国・都道府県等から提供される需給に関する情報や市場シグナルを基に、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を行うシステムへ移行し、需要に応じた米づくりの一層の推進を図ることとなった。

また、表裏一体の関係で水田・畑作経営所得安定対策が導入されたことから一体的な推進を図ることとした。

推進に当たっては、農業者・農業者団体による需給調整システムの円滑な実施が図られるように、各県協議会、地域協議会にオブザーバー参加し、産地づくり交付金の有効活用や需要に応じた生産数量目標の配分等について助言・指導を行った。

しかしながら、主食用水稻の作付けは、全国で7万700ha程度の過剰作付けとなり、管内では、新潟県が4,800ha程度の過剰作付けとなった。

##### b 平成20年産米の取組

19年10月に「米緊急対策」が決定され、20年産米の生産数量目標の達成が農政の喫緊の課題となり、その実効性の確保に行政、農業団体等が相互に連携しながら全力を上げて取り組むこととなった。

北陸局においては、19年産米で過剰作付けとなった新潟県を重点推進取組県と位置付け、関

係者による合意書の締結を促進するとともに生産調整支援策(生産調整メリット)、米の需給状況等のパンフレットを作成し、農業者等に周知徹底を図った。

#### (㉞) 農地・水・環境保全向上対策の推進

「農地・水・環境保全向上対策」を推進するため、地域協議会及び活動組織の設立、市町村と各活動組織との協定締結などの事務手続きが円滑に進むよう支援するとともに、きめ細やかな対応が可能となるよう市町村単位で地域協議会を設立した(石川県は県単位)。

その結果、北陸管内では2,144地区3,282集落で10万6千haの農地を取り組むこととなり、農振農用地に対する割合は36%に上り初年度としては順調な取組結果となった。

19年10月には、農業体験などを通じ農地や農業用水の大切さや守り育てていく必要性について理解を深めるため、都市住民にも参加を呼びかけ「ほくりく水土里フォーラム in 新潟」を開催した。また、20年2月には地域協議会及び関係機関などとの情報共有と連携強化を促進するため「農地・水・環境保全ネットワーク報告会」を開催した。

20年度に向け更なる取組拡大を図るため、年度後半には関係機関と連携し啓発普及活動を実施したほか、20年3月には特徴的な活動事例を紹介する「事例集」を作成・配布するなど、本対策の質的向上と取組拡大に努めた。

#### イ 食料自給率向上に向けた取組

食料自給率向上への取組を一層広めるとともに、より多くの消費者の方々へ理解と協力を求めるため、「食べよう！作ろう！うまいもん北陸！～ライスランド北陸2007～」と題し、キャンペーン活動を展開した。

キャンペーンについては、17年度に公募により決定したシンボルマークを用いて、ポスター、のぼり旗を作成し、キャンペーンのPRに活用した。

また、米粉製品の料理講習会や意見交換会のほか、能登方面へのバスツアー「習農・習食体験ツアー」(19年8月)やショッピングセンターでのイベント「北陸の食材食べて元気いっぱい！」(20年2月)など幅広い取組を実施した。

#### ウ 食の安全と消費者の信頼確保、食育の取組

##### (㉟) 食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組

###### a リスクコミュニケーションの開催

食育の役割、GAP(農業生産工程管理)手法をテーマにした意見交換会を実施した。

また、食の安全と消費者の信頼確保に果たす役割について理解を深めるために「食品トレーサビリティ普及啓発北陸地域セミナー」(19年10月)を開催した。

##### b 消費者に対する情報提供

地域の実態に合った情報提供を行うため、19年10月に「食の安全1, 2, 3! とくだねe~講座」を開講し、消費者グループ等への情報提供及び意見交換を実施した。

また、消費者団体や消費者行政担当部局と「食」と「農」に関する情報・意見交換等を行う「ほくりく『食』と『農』の消費者ネット」による消費者団体等との意見交換会を開催した(計4回)。

##### c 農産物のリスク管理の推進

国際的な動向に即したりリスク分析を基本とする食品安全行政を着実に推進するため、危害要因のサーベイランス・モニタリング等を含めた具体的な取組について、管内県担当者との意見・情報交換を行い、農林水産分野におけるリスク管理等の基本的な考え方に関する知見・情報の共有を図った。

また、農産物における農薬残留や米穀におけるカドミウム含有の実態等についての調査を実施するとともに、農業者等に対して農薬の適正使用・飛散の防止やカドミウムの吸収抑制対策等の徹底を働きかけた。

さらに、独自のポスターを用いて広くGAP手法の普及啓発に努めたほか、IPM(総合的病害虫・雑草管理)を推進するため、大豆のIPM実践指標モデル案を作成した。

##### d 家畜伝染病の発生・まん延防止

管内において高病原性鳥インフルエンザが発生した場合等の国民生活への影響を最小限に抑えるため、対応マニュアルを整備した。

また、新潟県との連携の下、高病原性鳥インフルエンザが発生したとの想定でシミュレーションを実施した。シミュレーションでは、鳥インフルエンザの疑似殺処分訓練、車両の消毒訓練等を行うとともに、管内の各県関係部局、農政事務所等との連絡体制の確認を行った。

##### e 牛トレーサビリティ制度の円滑かつ適切な実施

牛トレーサビリティ法に基づいて、牛の個体識別のための情報の適切な管理・伝達を行うとの観点から、牛の飼養者等に対して監視と指導

を実施した。

f 食品表示の監視・指導

JAS法に基づく、食品の適正表示を推進する観点から、食品事業者に対して生鮮食品調査及び加工食品の原料原産地表示等の調査を実施した。

また、食品表示110番に寄せられた食品の偽装表示や不審な食品表示に関する情報に基づく調査、指導を行った。

g 食品表示制度の理解の醸成

食品表示の適正化を推進し消費者の信頼性確保を図るため、消費者、事業者、行政関係等の間で幅広く意見交換を行うことを目的に、富山県及び関係機関との共催で「食品表示フォーラム in 富山」(20年1月)を開催した。

また、JAS法の品質表示の適用範囲の拡大(20年4月)に向けて、食品の業者間取引の表示に係る説明会及び出張講座を実施した。

h 食品表示の適正化に係る関係機関との連携強化

適正な食品表示を推進し、消費者の信頼の確保を図る観点から、「東海・北陸地域における食品表示関係機関連絡会」、「北陸信越運輸局との意見交換会」及び県警との「意見交換会」の開催を通じて食品表示に関する他法令を所管する関係機関との連携強化を図った。

(イ) 地域における食育の取組

a 多様な関係者と連携した取組

6月の「食育月間」において、福井県越前市で開催された第2回食育推進全国大会に参加し、「食事バランスガイド」を活用した日本型食生活の普及と北陸の食と農の紹介を行ったほか、「消費者の部屋」及び管内47ヶ所で開設した「移動消費者の部屋」において食育関連の情報提供等の取組を行った。

また、毎月19日の「食育の日」には、「食事バランスガイド」の説明や食堂において食卓メモを使った食育の関連情報の提供等を行った。

さらに、北陸地域の食育を推進していくことを目的に設立した「食育ネットほくりく」メンバーを対象に各県において交流会を開催し、「教育ファームの推進」をテーマに意見交換を実施するとともに、メンバー相互の交流を図った。

b 「食事バランスガイド」を活用した取組

出張講座において消費者等に対して説明を行ったほか、各種行事・シンポジウム等の機会を

利用して普及及び活用の推進を図った。

また、「地域の食材を使った私たちの給食メニュー」を募集(応募数：前期22点、後期27点)し、ホームページで幅広く紹介した。

c 「教育ファーム」推進の取組

管内における教育ファーム事例を収集するとともに、管内全市町村を対象に実態調査を行った。

また、北陸地域における教育ファームの取組を推進するための協議会設立に向け、県、市町村、取組団体による検討会を開催し、意見交換を行った。

d 食育情報の受発信

食育の啓発誌「食育を進めよう!」を発行するとともに、毎月初めにメールマガジン「食育ネットほくりく」の配信、隔月に広報誌「はぐくみ」を発行して食育に関する情報提供を行った。

エ 農産物等の輸出促進に向けた取組

北陸地域の関係機関の連帯強化を図り、農林水産物等の輸出を一層促進するため19年6月に、地方公共団体、農林漁業関係団体、経済団体、食品団体等52団体による「北陸地域農林水産物等輸出促進連絡協議会」を設立し、以下の取組を実施した。

(ア) 輸出勉強会の開催

輸出促進のため会員の関心の高い事項を選定し、「どうしたら中国で売れる商品になるのか?」「北陸農林水産物のアジア市場への輸出について」(19年10月)、「国際的なGAPの取組について」(11月)、「タイでのフルーツ専門店開設について」「日本産米の輸出条件について」(20年3月)をテーマに勉強会を行った。

(イ) 輸出情報の発信

北陸農政局ホームページの輸出促進コーナーにおいて「海外の常設店舗情報」、「諸外国の検疫条件」などを掲載し輸出関連情報等の情報提供を行った。

(ウ) 輸出志向の醸成

農林水産物・食品オリエンテーションの会(19年11月)を「輸出促進セミナー」、「国内外の商社やバイヤーとの展示・商談会」、「今後輸出産品として有望なものを発掘する目的での輸出産品発掘会」の3部構成で開催し、さまざまな角度から輸出意欲のある事業者の支援を行った。

オ 農山漁村地域の活性化の取組

(ア) 農山漁村活性化法の推進のため、局内に設置し

た「農山漁村活性化支援窓口」において市町村等からの相談に対応するとともに、県・市町村担当者等への説明会や個別相談会等を開催するなど活性化計画書の作成を働きかけた結果、管内の22市町村をエリアとする23の計画が作成された。

- (イ) 農山漁村の共生・対流の推進のため、北陸農政局のホームページ及び広報誌「みのり」を通じ、規制緩和措置を活用した農家民宿の取組事例について情報提供するとともに、市民農園の整備促進に向けた農園開設状況や取組などを紹介する事例集の作成・配布など、支援施策や政策情報について情報発信を行った。また、石川県珠洲市で開催された「日本・親子の絆珠洲ジャンボリー珠洲すずなり市」などにおいて、参加した首都圏の親子や一般来訪者に管内のグリーン・ツーリズムのPRを行った。
- (ロ) 中山間地域等直接支払制度の推進を図るため、制度を活用して積極的な活動を展開している集落等の事例を北陸農政局ホームページで紹介するなどの取組を行った。また、鳥獣害防止対策の推進では、研修会等の開催、県域を越えた広域協議会設立に向けた助言、鳥獣被害防止特措法及び鳥獣害防止総合対策事業の説明会の実施など取組の強化に努めた。

#### カ バイオマス・ニッポンの実現に向けた取組

「バイオマス・ニッポン総合戦略」の実現に向け、バイオマス利活用の促進を図るため、以下の取組を実施した。

##### (ア) バイオマス利活用の推進に向けた取組

バイオマス賦存量調査、一般消費者等への普及・啓発のためのセミナーの開催、子ども向け副読本の作成及びバイオマス製品の利用・普及拡大に向けた取組を実施した。

##### (イ) バイオマスタウン構築の推進に向けた取組

バイオマスタウンを構築し、地域の主体的な取組の推進を図ることを目的として、管内市町村等に対して、バイオマスタウン構想の説明や意見交換等を実施するとともに支援策（交付金等）の説明等を行った。

#### (4) 関係機関との連携強化

「施策提案会」を実施し（管内各県、市町村、土地改良区等）、地域農政推進のための意見交換を行うとともに、地域住民からの要望、相談に対応し、地域農政の理解醸成に取り組んだ。

管内農林・農地部長会議を19年5月に開催し、水田・畑作経営所得安定対策に係る加入促進に向けた取組等

について討議を行った。

また、農業農村整備事業等に関する国と地方との連絡調整会議を19年8月及び20年2月に開催し、農業農村整備事業をはじめ農業政策の推進に向けた一層の効率的な施策展開を図るために必要な事項について意見交換を行った。

各分野で活躍されている方々を委員とする北陸地域農政懇談会を20年3月に開催し、20年度北陸農政局行動計画（案）等について意見交換を行った。

#### (5) 広報活動

##### ア 報道機関対応

管内の農業動向、各種調査結果、主要施策等について随時公表を行うとともに、農政担当記者との情報交換の場として、石川地区（金沢市）及び新潟地区（新潟市）において記者懇談会を毎月開催し、一般国民へのタイムリーな情報提供に努めた。

また、報道機関で農業関係記事等の報道にあたり、主導的な役割を果たしている論説委員等と農政局幹部との現地懇談会を19年10月に実施した。

##### イ ホームページやメールマガジンによる情報発信

北陸農政局ホームページは、食料自給率の向上、食の安全や消費者の信頼の確保、水田・畑作経営所得安定対策や米政策改革など農林水産施策の情報を消費者、生産者、事業者等にわかりやすく発信した。

20年1月にホームページをより使い易くするために、文字の大きさや色の変更、読み上げや検索の機能の強化等の改善を図った。

また、北陸農政局メールマガジン「あぐり北陸」において、農林水産施策の情報を毎月5日と20日に配信した。

##### ウ 広報資料の発行

北陸地域の食料・農業・農村の現状と課題について取りまとめた「北陸食料・農業・農村情勢報告」を20年5月に公表した。

北陸農政局広報誌「みのり」は、年4回計4万部発行し、食と農の現状、環境にやさしい農業の取組、地域の安心の取組や地域の食と農の伝統文化などの情報を提供した。

##### エ 短歌・図画・ポスターコンクール

次代を担っていく子ども達に、食べ物の大切さやその食べ物を生み出す農業・林業・水産業や農山漁村の役割やその重要性について理解や関心を高めてもらう観点から管内の小・中学生を対象とした「食と農のゆめ・みらい短歌・図画・ポスターコンクール」を開催した（応募は1,953作品）。

## 4 東海農政局

### (1) 地域経済及び農業経営の概要

#### ア 地域経済

平成19年4月以降の管内景気の動向は、これまでの拡大基調が緩やかになっている。国内需要のうち、住宅投資は一時期の大幅な減少から持ち直しつつある。設備投資が増加を続けているほか、個人消費も基調として緩やかに回復している。この間、公共投資は、下げ止まり基調から低水準横ばいで推移している。こうした中、生産は足もと幾分反動減がみられるが、総じてみれば増加基調をたどっている。この間、企業収益は改善し高水準にあり、雇用・所得も改善している。また、消費者物価指数(除く生鮮)は、総じて前年比プラスとなっている。先行きについては、海外経済の動向と為替相場、原材料価格の動きが企業収益などに及ぼす影響を注視していく必要がある。

#### イ 農業経営の概要(水田作経営)

東海3県における平成19年の水田作経営農家の1戸当たり農業粗収益は105万円で、前年並みとなった。一方、農業経営費は102万円で、前年に比べ2.8%増加した。この結果、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得は2万円となり、前年に比べ61.4%減少した。

また、農外所得は330万円で、前年に比べ4.5%減少し、年金等の収入は268万円で、前年に比べ20.9%増加した。この結果、農業所得に、農外所得、年金等の収入及び農業生産関連事業所得を加えた総所得は600万円となり、前年に比べ4.8%増加した。

### (2) 農業生産の動向

#### ア 水稲

平成19年産水稲の作付面積は8万8,800haで、前年産に比べ1,000ha(1%)減少した。

10a当たり収量は491kgで、作況指数は98となった。

これは、7月の日照不足によりもみ数がやや少なくなったためである。

収穫量は43万6,100tで、前年産に比べ5,400t(1%)減少した。

#### イ 小麦

平成19年産小麦の作付面積は1万3,400haで、前年産に比べ100ha(1%)増加した。

10a当たり収量は317kgで、前年産を40kg(14%)上回った。

これは、出穂期以降、高温・多照で推移し登熟が

良好であったためである。

収穫量は4万2,500tで、前年産に比べ5,700t(15%)増加した。

#### ウ 大豆

平成19年産大豆の作付面積は9,710haで、前年産に比べ160ha(2%)増加した。

10a当たり収量は165kgで、前年産を15kg(10%)上回った。

これは、高温・多照で推移したことから、着さや数がやや多かったことと、登熟がおおむね良好であったためである。

収穫量は1万6,000tで、前年産に比べ1,700t(12%)増加した。

#### エ 茶

平成19年産茶の摘採延べ面積は9,030haで、前年産に比べ330ha(4%)減少した。

生葉収穫量は4万3,100tで、前年産に比べ2,500t(6%)増加した。

荒茶生産量は9,370tで、前年産に比べ480t(5%)増加した。

#### オ 野菜

平成19年産主要野菜(指定野菜及び主産地の特定野菜)の作付面積は2万4,300haで、概ね前年産並みとなった。

収穫量は81万7,700tで、前年産に比べ5,200t(1%)減少した。

品目別では、キャベツが25万7,500t(前年産に比べ5%減少)、ほうれんそうが2万4,600t(同1%減少)となった。

出荷量は68万7,600tで、概ね前年産並みとなった。

#### カ 果樹

平成19年産主要果樹(みかん・りんご・ぶどう・日本なし・もも・かき・くり)の栽培面積は9,630haで、前年産に比べ210ha(2%)減少した。

収穫量は11万3,700tで、前年産に比べ9,900t(10%)増加した。

品目別では、みかんが6万3,800t(前年産に比べ23%増加)、かきが2万7,500t(同7%減少)となった。

出荷量は9万8,400tで、前年産に比べ7,300t(8%)増加した。

#### キ 花き

平成19年産花き(主産県)の作付(収穫)面積は、切り花類が1,990ha(前年産に比べ4%増加)、鉢もの類が498ha(同5%減少)、花壇用苗もの類が218ha

(同6%増加)となった。

#### ク 畜産

##### (ア) 乳用牛

平成20年2月1日現在の飼養戸数は822戸で、前年に比べ49戸(5.6%)減少した。

1戸当たり飼養頭数は、前年と同じ63.8頭であった。

##### (イ) 肉用牛

平成20年2月1日現在の飼養戸数は1,490戸で、前年に比べ40戸(2.6%)減少した。

1戸当たり飼養頭数は83.5頭で、前年に比べ3.2頭(4.0%)増加した。

##### (ウ) 豚

平成20年2月1日現在の飼養戸数は416戸で、前年に比べ14戸(3.3%)減少した。

1戸当たり飼養頭数は1,450.7頭で、前年に比べ44.9頭(3.2%)増加した。

##### (エ) 採卵鶏

平成20年2月1日現在の飼養戸数は460戸で、前年に比べ26戸(5.3%)減少した。

成鶏めす羽数は1,858万1千羽で、前年に比べ93万5千羽(5.3%)増加した。

1戸当たり成鶏めす羽数は4万400羽で、前年に比べ4,100羽(11.3%)増加した。

#### (3) 主要な農政課題等をめぐる動き

##### ア 食料自給率向上の理解・醸成に向けた取組

東海地域の平成18年度における食料自給率は、岐阜県が25%、愛知県が13%、三重県が44%で、三重県を除いて全国の39%を下回っている。

このため、東海農政局では、国民一人一人が「食料消費と食料自給率向上の関係」を理解し、主体的な行動を起こす契機となることを目的として、平成20年1月に「平成19年度東海地域食料自給率向上研究会」を開催し、東海地域の関係者に対して食料自給率向上に対する理解を求めた。

##### イ 飼料自給率向上の取組

粗飼料については、東海農政局が事務局を務める東海地域飼料増産推進協議会が中心となり、飼料作物や稲ホールクロップサイレージ(稲WCS)の作付拡大、飼料用米の利活用推進、水田放牧の推進、稲わらの利用推進等に向けた支援策の検討や技術の普及、情報の提供等の取組を行った。

一方、濃厚飼料については、東海農政局が事務局を務める東海地域食品残さ飼料化推進協議会が中心となり、エコフィードの推進や安定的な利用体制の整備に向けた支援策の検討、技術の普及、情報の提

供等の取組を行った。

##### ウ 水田・畑作経営所得安定対策等の取組

平成19年4月1日に施行された「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」に基づく水田・畑作経営所得安定対策は、18年9月から11月の間及び19年4月から6月の間に、加入申請の受付を行った。

その結果、1,430経営体(岐阜県426経営体、愛知県380経営体、三重県624経営体)が対策に加入した。

内訳は、認定農業者が1,209経営体(岐阜県322経営体、愛知県372経営体、三重県515経営体)、集落営農組織が221経営体(岐阜県104経営体、愛知県8経営体、三重県109経営体)で、集落営農組織の割合は15.5%となった。

農業生産法人化の状況を見ると、既に農業生産法人となっている割合については、岐阜県が全国に比べ16.3%と高い状況にある。農業生産法人化計画を策定している集落営農数は東海地域では前年度から54増の229となっており、本対策への加入の促進により増加していると考えられる。

また、米政策改革の取組として、地域水田ビジョンの点検・見直しを通じたビジョンの高度化及びその実践活動の強化を促進するための意見交換会やフォーラムを開催するとともに、農業者、農業団体が主体的に需給調整を行うシステムへ移行したことから、このシステムの体制整備を促進するための巡回指導等を行った。

##### エ 農地・水・環境保全向上対策等の取組

東海地域における平成19年度の取組面積は、共同活動が約6万5千haで、農振農用地面積(約16万3千ha)の40%で取り組まれた。

県別の取組状況を見ると、岐阜県、愛知県及び三重県でそれぞれ55%、46%、20%で取り組まれている。市町村別では、管内市町村数の8割で取組が行われた。

なお、営農活動の取組面積は約2千3百haであった。

東海農政局では、平成17年度から、水と土と里を守り、次世代に継承するために、都市と農村の協働・出会いの場として「水土里フォーラム」を設立し、都市と農村を結ぶネットワークづくりや農業農村の応援団づくりを進めている。平成19年度は、「水土里フォーラム2007及び2008」と題して合計4回開催し、のべ640名の参加があった。

名古屋市の開催(2回)では農山漁村の活性化に取り組む団体関係者や農地・水・環境保全向上対策

を実施している関係者及び行政担当者等が参加して今後の活動の進め方等について意見交換を行った。また、岐阜県大野町と愛知県安城市の開催では、名古屋市を中心とする都市の消費者が参加者の大部分を占め、農作業体験や意見交換等を通じて、農業・農村についての理解を深めた。

#### オ 食育の推進

東海地域の各県では「食育推進基本計画」（18年3月決定）に即して、毎月19日の「食育の日」を中心に「食事バランスガイド」の普及・活用を推進している。特に、6月の「食育月間」を中心に、小学生を対象にした食農・農業体験、地場産食材を使用した料理講習、スーパーの店頭での「食事バランスガイド」の普及などの取組が集中的に実施された。

東海農政局の調査によると、東海地域での「食事バランスガイド」の認知度は平成18年度の41%から19年度は61%へ高まっており、今後、21年度に認知度を70%へ高め、「食事バランスガイド」を参考に食生活を実践する人の割合を高めていくこととしている。

#### カ バイオマスタウン構想の推進等

東海地域では、愛知県豊橋市と田原市が、平成19年度にバイオマスタウン構想を策定し、それぞれ7月と3月に公表した。豊橋市は、次世代農業を見据えて、家畜排泄物を中心とするバイオマスの利活用を通じた多様な業種・組織等のネットワーク化を進め、耕畜連携はもとより異業種間、地域間の連携による循環型「農」産業の形成を目指した構想を策定した。田原市は、「環境と共生する豊かで持続可能な地域づくり」を基本理念として、基盤となる田原の土壌・水質などの地域環境を保全するため、家畜排泄物などのバイオマスの利活用を多様化し、太陽光・風力発電などと連携して、地域でのエネルギーの確保を目指した構想を策定した。

東海農政局は、東海バイオマス発見活用協議会を19年8月に設立し、地域に眠る未利用のバイオマスを発見し、その利活用による地域活性化に向けた取組を生産者、消費者、産業界を上げて盛り上げるため、名古屋市内でセミナーやフェアを開催した。また、食品製造工場の残さや廃食油の処理状況などを重点として、地域におけるバイオマスの種類や量、その利用状況に関する調査の実施について、関心の高い市町村等に対して働きかけを行った。

#### キ 輸出促進に向けた取組

東海地域では、主要輸出拠点までの恵まれた輸送アクセスに加え、一大輸出拠点である名古屋港の24

時間運用化や中部国際空港のアジア主要都市との定期路線開設などを背景として、農林水産物・食品の輸出促進の気運が高まった。

岐阜県では、「岐阜県農林水産物輸出促進協議会」が中心となり、香港において県農産物のPR及び販売フェアを開催し、富有柿を中心に販売を継続し、輸出量を拡大している。また、今後、中国本土へ富有柿を輸出するための準備として、各種市場調査を実施した。愛知県では、20年2月に「あいちの農産物輸出促進会議」を設立し、農産物の輸出促進を支援しているほか、近年、県内各産地で輸出への関心が高まり、すでにアジア諸国を中心として一定の輸出がされている緑茶、洋らん、大葉、次郎柿に続いて、19年よりアールスメロン、愛宕梨のテスト輸出が行われ、今後の有望な輸出品目になることが期待されている。三重県では、輸出に取り組む意義やねらいに関する情報を得ることを目的とした輸出セミナーを開催し、地域商工会が中心となって水産加工品（干物）を中国ほかアジア諸国へ輸出している。今後は、水産加工品を中心に輸出拡大が期待される。

東海農政局では、19年9月に地方公共団体、農業団体、関係機関等との連携を図り、輸出に関する情報収集及び共有化、普及・啓発活動の実施など新たな輸出産地の取組を支援することを目的とした「東海地域農林水産物等輸出促進推進協議会」を設立した。

また、輸出に関して意欲ある農林漁業者・団体等からの相談及び問合せに対して幅広く対応するため、東海農政局内に「農林水産物等輸出相談窓口」を併せて設置した。11月には、香港、中国等アジア諸国への輸出戦略に関するセミナーを開催するとともに、輸出に関して意欲ある事業者等を対象に国内外からバイヤー等を招いた展示・商談会「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会」を名古屋市内で開催した。輸出セミナーには約130名、商談会には26事業者約70名の参加があった。

#### ク 地産地消の推進

東海農政局は、消費者や生産者の地産地消に対する認知度を調べるため、消費者向けのイベントにおいてアンケート調査を実施した。その調査結果によると、地産地消の認知度は19年10月では79%となっており、同年5月に比べ3ポイント上昇した。

また、地産地消の取組を推進するため、岐阜県は「岐阜県食と農を考える県民会議」、愛知県は「いいともあいち運動推進協議会」、三重県は「特定非営利活動法人（NPO法人）地産地消ネットワークみえ」

を通じて、各種の取組を展開した。

なお、東海地域で「地産地消推進計画」を策定した地区は19年度末に46地区となった。一方、農産物販売施設は18年度末に205箇所であり、その後も設置数と取扱高が順調に増加した。

#### ケ 燃料等資材価格高騰による施設園芸への影響

東海地域は、トマト、バラ、ミカン等施設園芸の全国有数の産地である。しかし、平成19年からの重油価格高騰や資材価格高騰によって経営費は大幅に増加した。

このため、施設園芸における省エネルギー化を進めて重油使用量を節減することが緊急課題であり、東海農政局は、強い農業づくり交付金の活用等によって、被覆材の多重化・多層化、多段式サーモ、排熱回収装置、循環扇の導入等を支援した。

また、加温用の暖房については、高効率暖房機への更新や省エネルギーで電気をエネルギーとするヒートポンプの導入を推進しており、事業主体が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）へ助成を申請する際に、東海農政局が事業計画の認定を行った。

#### コ 配合飼料価格上昇への対応

アメリカにおけるバイオエタノール向け需要増加等から、とうもろこしの国際価格が上昇し、とうもろこしを主要原料とする配合飼料価格が、平成20年1～3月期でトン当たり約5万8千円と、18年秋の約1.4倍の水準にまで上昇した。

これに対し国は、配合飼料価格安定制度の適切な運用や、「家畜飼料特別支援資金」の発動により、畜産経営に対する影響の緩和を図った。

また、こうした激変緩和措置に加え、全国とブロック段階に「配合飼料価格上昇対応生産性向上推進会議」を設置し、家畜の生産性向上に向けた取組を推進するとともに、「理解醸成協議会」を設置し、飼料価格の高騰等の情勢や生産者の生産性向上の取組等について、関係者や消費者に認識や理解を共有してもらうためのPR活動等を行った。

#### サ ふるさと農林水産フェアによる取組

ふるさと農林水産フェアは、農林水産業や農山漁村の文化に触れ、食料等の生産活動と地産地消の大切さについて楽しく学ぶ場として、中日新聞社等の主催で春と秋の2回開催された。東海農政局は、本フェアを後援するとともに、来場者等に対し各施策の広告・宣伝を行った。特に10月5日～7日に名古屋市「吹上ホール」で開催された秋のフェアでは、「食料自給率の向上に向けて」をメインテーマに、

東海農政局のブースを設置し、各種施策のPRを行った。具体的には「食料自給率の向上・バイオマスの利用促進」、「食事バランスガイド・食品表示」、「都市と農村交流・環境配慮の取組」のコーナーを常設し、「日本型食生活の普及・啓発」「地産地消の推進、国産農産物の消費拡大」等のコーナーを日替わりで展開し、ブース毎に7つのサブテーマを設け施策の広告・宣伝を行った。

また、「食料についてのアンケート」の実施や会場内のステージで身近な食べ物クイズを行い、消費者が楽しみながら知識が得られるように取り組んだ。

#### (4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の促進を図るため、東海地域農政懇談会、管内各県主務部長政策提案会、マスコミとの懇談会等を開催し、財界、学識経験者、管内各県、マスコミ、消費者、農業者等と幅広く意見交換を行った。

また、管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携して、シンポジウム・イベントを開催し、各種事業の普及、フード・マイレージ、農業の多面的機能や資源保全のPR、バイオマス推進等、各種施策の啓発を行った。

#### (5) 広報活動

管内農業の動向、農政施策の普及浸透を図るため、「東海食料・農業・農村情勢報告」や各種統計資料を公表し、管内の農業・農村を紹介するなど、多様な広報活動を行った。

#### ア 報道機関等への情報の発信と意見交換

プレスリリースの発信（101回）、記者へのレクチャー（6回）、報道関係者現地調査（11月・三重県下）を実施し、報道関係者に迅速な情報提供を行うとともに意見交換等を行った。

#### イ ラジオ番組「くらしと農業」の放送

メディアを使った広報活動では、東海農政局の具体的な取組を中心に紹介するラジオ番組「くらしと農業」を制作し、平成19年9月から11月にかけて、全13回放送し、その内容をホームページに掲載した。

#### ウ 広報誌の発行

総合広報誌「View～東海の食料・農業・農村～」を年4回（合計で11,200部）発行し、管内各地域の情報ははじめ各種施策の紹介を行い、消費者・農業者、学校など行政機関や農業関係団体に配付した。

消費者向けには「10万回の“食卓”—東海の食と農—」を年1回（11,000部）発行し、管内の食に関するトピックス紹介と食料自給率向上及び地産地消推進を図った。

## エ ホームページ等による各種情報の発信

平成19年度は、ホームページ上で、食料・農業・農村基本計画、米政策改革、環境政策、安全・安心等の政策情報について、農業関係者、消費者等に向け広く情報発信を行った。

また、各種シンポジウム、セミナー、イベントの紹介、統計発表等、地域に関する情報発信を随時行った。19年度のトップページのアクセス件数は25万4千件で、前年度に比べ5%の増加となった。

ホームページをより見やすく使いやすいものとするために、ホームページの再構築作業を進め、20年2月からは新たなホームページの運用を開始した。メールマガジン「とうかいほっとメール」を毎月発信しており、19年度末現在の読者数は4,746名で、安定した読者数を維持している。また、20年3月から、メールマガジンの内容をより充実させるとともに配信回数を月2回とする等、よりタイムリーな情報発信体制に向けて改善を行った。

## 5 近畿農政局

## (1) 地域経済及び農業経営の概要

## ア 地域経済

平成19年の近畿経済は、前半は拡大、後半は穏やかな拡大となった。

主要項目別で見ると、生産活動は、当初から増加基調が続き、後半は電気機械や輸送機械、化学を中心に増加した。輸出は、海外経済の拡大を背景に増加した。設備投資は、企業収益が高水準を続ける中、増加しており、製造業では、能力増強や生産向上に向けた投資などが増加し、非製造業では、物流・営業拠点の整備などから高水準の投資が続いた。個人消費は、スーパーの売上高が飲食料品を中心に増加し、また、家電販売が薄型テレビなどを中心に増加したほか、乗用車販売も弱い動きから幾分持ち直しているなど、全体として底堅く推移した。雇用・所得環境については、雇用情勢は、企業の人員不足感がみられる中で、改善を続けており、雇用者所得は、穏やかな増加が続き、基調としては底堅く推移した。

## イ 農業経営

平成19年の水田作経営農家1戸当たりの農業粗収益は109万円で、米価格の低下により前年に比べ1.6%減少した。

一方、農業経営費は105万円で、原材料価格の高騰に伴い、肥料、光熱動力費が増加したものの、種苗費や諸材料費が減少したことから、前年並みとなった。

この結果、農業所得は4万円となり、前年に比べ37.3%減少した。

## (2) 農業生産の動向

## ア 水稲

平成19年産水稲の作付面積は11万3,100haで、前年に比べ1,100ha(0.1%)減少した。これは、平成19年産米生産目標数量の減少や、生産者の労力事情等によるものである。

作柄は、7月が日照不足で経過したものの、8月以降の天候がおおむね良好であったこと等から、作況指数99で、10a当たり収量503kg、収穫量は56万9,100tとなった。

## イ 野菜

平成19年産野菜(主要14品目)の作付面積は1万6,200haで、収穫量は、53万8,600t、出荷量は40万6,900tであった。

## ウ 果樹

平成19年産果樹(主産県)のうち、温州みかんの結果樹面積は8,610haで前年に比べ60ha(0.7%)増加した。収穫量は20万3,800tで、前年産に比べ3万3,800t(19.9%)増加した。これは、8月の天候不順の影響により果実肥大が抑制されたものの、平成19年産は表年であったことから、10a当たり収量が裏年の前年産を上回ったためである。

かきの結果樹面積は4,740haで、前年に比べ10ha(0.2%)増加した。収穫量は8万500tで、前年産に比べ5,000t(6.6%)増加した。これは、おおむね天候に恵まれたことから作柄が良好で、10a当たり収量が前年産を上回ったためである。

うめの結果樹面積は5,460haで、前年に比べ50ha(0.9%)増加した。収穫量は7万1,800tで、前年産に比べ1,700t(2.4%)増加した。これは、開花期の天候に恵まれたことから着果数が多く、10a当たり収量が前年産を上回ったためである。

## エ 畜産

平成20年2月1日現在における、家畜の飼養頭数をみると、乳用牛は4万300頭で前年に比べ2,200頭(5.2%)減少し、肉用牛は9万3,900頭で前年に比べ3,100頭(3.4%)増加した。これは、乳用牛では、飼養者の高齢化や飼料価格の高騰による休廃業のため、肉用牛では、肉用牛増頭強化対策の推進等のためである。

## (3) 主要な農政課題等をめぐる動き

## ア 農政改革の推進

(ア) 農業の構造改革(農政改革関連3対策)の本格的な取組

意欲と能力のある担い手を育成・確保し、農業の多面的機能の発揮と農村振興を図るため、近畿農政局では、平成18年7月に設置した局内横断的な「経営所得安定対策等大綱推進プロジェクトチーム」の下、各担当者間で情報を共有しつつ、平成19年度から本格的に農政改革関連3対策に取り組んできた。

(イ) 水田・畑作経営所得安定対策の本格的導入

平成19年産から本格的に導入した水田・畑作経営所得安定対策の近畿管内の加入申請状況については、1,490経営体の認定農業者と640経営体の集落営農組織から加入申請があった。加入申請があった経営体に占める集落営農組織の割合は30%となり全国（7%）に比べて高く、滋賀県及び兵庫県を中心に集落営農の取組が進んでいる。

近畿管内は中山間地域が多く、小規模な農家も多いことから、経営規模要件について特例を適用して加入申請した割合が全国に比べて高く、認定農業者で16%（全国12%）、集落営農組織で85%（全国33%）となっている。認定農業者では物理的特例及び所得特例が、集落営農組織では生産調整特例による申請が多い。

対策へ加入した経営体の平成19年産の作付計画面積は、米が1万3,206ha、4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）が9,617ha、大豆が4,950haとなり、麦及び大豆については、目標としていた面積を確保したが、米については、平成18年産稲作所得基盤確保対策加入面積の1/2の目標に対して78%となった。

また、平成19年12月に農政改革関連3対策について所要の見直しを行うことが決定したことを受け、近畿農政局では平成20年1月に管内の府県、市町村及び農業関係団体等を参集して見直し内容の説明会を開催したほか、各農政事務所において生産現場への周知活動を実施した。

(ロ) 米政策改革推進対策の推進

平成19年度は、米政策改革の第2ステージのスタート年として、近畿農政局では、府県、市町村との連携を基本に、農業者・農業者団体が需給調整の主体となるよう関係者に働きかけを行った。農業者へは、農政局、農政事務所、府県、市町村、JAが一体となって、地域説明会、集落説明会、ミニ集会等を通じ、水田農業を巡る状況について共通認識を醸成し、米政策改革の必要性について周知を図った。また、担い手の育成に関し、水田農業推進協議会と担い手育成総合支援協議会の連携

強化が求められていることから、全国に先駆けて平成19年7月に京都市内で「担い手育成総合支援協議会及び水田農業推進協議会の連携強化に向けたフォーラム」を開催した。さらに、8月には、府県水田農業推進（振興）協議会及び地域水田農業推進協議会に対して、米の生産調整の推進や産地づくり、担い手の育成に向けて助言活動を行うとともに、担い手農業者との意見交換を始めとする現地での意見交換も実施した。

平成19年12月に農政改革3対策緊急検討本部で「当面の生産調整の進め方」が決定されたことを受け、近畿農政局では、生産調整の実効性確保に向けて、局内に米緊急対策推進チームを設置し、目標達成されている滋賀県を除く各農政事務所においても同様の体制を構築して、府県水田農業推進（振興）協議会、地域水田協議会と連携し生産数量目標配分、作付け、収穫の各段階における取組状況を把握し適切な対応をとることとした。地域における推進に当たっては、地域水田農業活性化緊急対策を活用した転作作物の作付拡大や非主食用米の生産に向けた取組推進を行った。また、水田・畑作経営所得安定対策の面積要件について、新たに市町村特認制度が創設されたことなどに伴い、地域水田協議会に対して、ビジョンの目標・見直しと担い手リストの更新等に向けて、会議開催や助言活動を実施した。

(ハ) 農地・水・環境保全向上対策の実施

平成19年度から導入した「農地・水・環境保全向上対策」の近畿における取組状況についてみると、共同活動は、地区数3,189（全国1万7,144）、取組面積10万405ha（全国116万2,841ha）となっており、取組面積の農振農用地に占める割合は、全国平均で約27%である中、近畿は約53%となっている。近畿の中でみると、取組面積は滋賀県33%、京都府13%、兵庫県46%と3府県で全体の92%を占めており、取組地区数でもこの3府県で同様に93%を占めている。農振農用地に占める割合についても、滋賀県65%、京都府53%、兵庫県73%とこの3府県で高くなっている。

営農活動では、活動組織数683（全国2,042）、取組面積9,795ha（全国4万6,119ha）となっており、全国に占める割合が面積ベースで約21%となっている。また、共同活動に占める営農活動の面積割合は、近畿平均で10%となっている。近畿の中でみると、環境保全型農業への取組先進県である滋賀県の取組が面積ベースで全体の約89%を占めて

いる。作物別には水稻の取組が多く(全体の83%)、次いで麦・大豆が10%、野菜が5%となっている。

活動組織の構成をみると、農業団体では、多くの営農組合と農事組合法人が参加しており、非農業団体は、自治会、女性会、子供会、学校・PTA、NPOや老人会など多様な団体の参加がみられる。

共同活動に係る各活動について、対策実施前と比べると、農地や農業用水などの資源の適切な維持及び保全のための「基礎活動」は約3割増加し、地域での積極的な取組がみられる。地域の実情に応じて選択的に取り組む「農地・水向上活動」や「農村環境向上活動」においても対策実施前より積極的な取組がみられ、学校と連携した活動への取組も増加している。

#### イ 食料自給率向上のための普及啓発

##### (ア) 「おはようごはんプロジェクト」の取組

小学生を対象に朝ごはんを提供することにより朝食を食べることの大切さを知ってもらうことで子供たちやその保護者の方々にごはん食の有効性を再確認してもらい、併せて米の消費拡大を図り、食料自給率の向上に結びつける取組として「おはようごはんプロジェクト」を実施した。

近年、朝食を食べない青少年が増えてきており、小学生においても15%が朝食を欠食している状況にある。また、朝食を食べない子供よりも食べた子供の方が思考力や判断力、体力が高いといった調査結果もあることから、小学生に朝ごはんの摂取を推進する取組を通じて、発育途上にある子供たちの健全な食習慣の形成及びその保護者に対する朝ごはんを食べることの重要性の啓発を目的としたものである。

平成20年2月18日～22日の一週間、大阪府高槻市立柱本小学校(全校児童数371人)において朝ごはん(一人につきおにぎり2個とみそしる)を提供した。日を追うごとに参加する児童が増加し、全校児童の86%に当たる320人が参加、友達同士で輪になり、リラックスして会話を楽しみながらの朝ごはんとなった。その後の参加児童に対するアンケート調査の結果から、「最近一週間で朝食を食べていない」児童が5%いることが判明し、また朝ごはんを食べても給食(昼食)を残す等の影響がほとんどないこともわかった。「集中力がついた」、「眠くなくなった」、「早起きができるようになった」との児童からの感想も多数あり、今回の取組を通じて朝ごはんの摂取は学力や体力の向上

に効果があることを確認できた。

取組最終日には、児童の保護者を対象とした講演会を開催し、朝食摂取の重要性のみならず、「早寝・早起き・朝ごはん」という生活習慣全体を改善していく必要性について理解を深めた。

「おはようごはんプロジェクト」は、ニュース番組や新聞において報道されたことから、近畿管内にあるいくつかの教育委員会から取組についての問い合わせがあり、他の地域にも普及啓発することで、朝ごはんの摂取の促進、ひいては米の消費拡大及び食料自給率向上につながることを期待している。

##### (イ) 米の消費拡大に係る取組

食料自給率の向上のためには米の消費拡大が重要課題となっている。近畿農政局では、ごはん食の推進を図るため米を中心とした「日本型食生活」の普及・啓発を目的とした農業体験及びごはん食調理実習等を開催した。

平成19年6月及び9月には、京都府南丹市において大学生を対象とした農業体験を実施した。当日は、田植えや稲刈り体験及び地元産の米と収穫した野菜を利用したごはん食の調理実習を行い、参加者は「日本型食生活」の実践や地産地消に対する理解を深めた。

平成19年10月には、栄養学を専攻している大学生を講師に「ごはん食セミナー」を開催した。京都府内の生産者から提供された米や野菜を用いた調理実習の後には、「健康的な食生活はごはんから」と題して、大学生から食料自給率向上啓発のミニ講座も行った。

平成19年12月には、京都大学にて「ごはんを食べると日本が元気になる～農・食・健連携シンポジウム～」を開催した。メタボリック症候群予防におけるごはん食の優位性、大学生協食堂を通じた学生に対する食の自立への取組等の講演があった。講演後、パネルディスカッションを行い、ごはん食の推進、健康増進・食料自給率向上に取り組む意義等を議論した。

平成20年3月には、京都府栄養士会の協力を得て、「ビジネスマン・OLのためのごはん食セミナー」を開催した。メタボリック症候群予防やダイエットに役立ち、簡単にできるごはん食の料理教室の後には、参加者に実施した「生活習慣アンケート」をもとに栄養士による食生活相談・栄養指導を行った。

##### ウ 農山漁村地域の活性化

## (ア) 近畿地域農山漁村活性化シンポジウムの開催

京阪神の有力な都市群を有する近畿地域において都市住民との交流と地域活性化等の取組は極めて重要となっている。このため、近畿農政局では、平成20年2月に「近畿地域農山漁村活性化シンポジウム」を開催した。

このシンポジウムは、農山漁村地域の活力の低下傾向が続いている中、「地域の将来をどのように考えるか」、「地域資源をいかに発見し、活用するか」という視点から、地域の個性を活かすアイデアを考えるために、地域の方々が自ら考え行動し、将来に向けての一步を踏み出してもらうことを目的として約160名の参加を得て実施した。

## (イ) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による支援

平成19年8月の「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」の施行を受け、近畿管内では、23地区（全国227地区）において、地域の自主性と創意工夫による取組に対する支援措置である「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を活用して、体験交流施設整備、廃校・廃屋等の改修、情報通信基盤整備など地域活性化に向けた取組が行われた。

## エ 都市農業の振興

近畿農政局では、市民農園の取組推進等を通じ、都市農業の振興を行うこととしている。平成19年12月には、大阪府において「百万人都市水土里のシンポジウム」を開催して都市農業の振興の重要性について認識を深めてもらう取組を行った。

また大阪府では、農業の担い手や農地が減少する中、農業者だけでなく、府民全体で貴重な農地を確保する「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」が制定された（平成20年4月施行）。本条例は、①都市農業の担い手の育成及び確保②農空間の保全と活用③安全安心な農産物の生産及び供給の三つの柱からなり、各種支援等の取組を進める。

## オ バイオマス利活用の加速化

## (ア) 地域の創意工夫を活かしたバイオマス利活用の推進

近畿農政局では、バイオマスの取組をさらに加速するため、地域に眠る未利用のバイオマスを発見し、その利活用により地域活性化を図ることを目的とした「近畿バイオマス発見・活用促進事業」により、様々な取組を実施した。

その取組の一つとして、平成19年度に2回開催

した「近畿バイオマスフェア in 京都」では、それぞれ約1,100人、約3,600人の来場があった。

また、バイオ燃料の最新動向と課題及びバイオマス利活用先進事例をテーマに2回開催した「近畿バイオマスシンポジウム in 京都」には、それぞれ約170人、約100人の参加があった。

## (イ) 地域バイオマス利活用への支援

近畿管内におけるバイオマスタウン構想の公表数は、新たに6市町が公表し、平成19年度末現在で13市町となった。

平成19年度における地域バイオマス利活用推進交付金（ソフト事業）は、6市町において、バイオマスタウン構想の策定や実現・実践に向けた取組が実施され、また、地域バイオマス利活用整備交付金（ハード事業）では、家畜排せつ物や農作物残さのたい肥化やメタン発酵、廃食用油やなたねからバイオディーゼル燃料を生産する施設の整備等が進められており、地域の特徴を活かした取組が実施されている。

## カ 農林水産物等の輸出促進の取組

## (ア) 近畿地域農林水産物等輸出促進協議会の設置

「21世紀新農政2007」では、平成25年までに農林水産物、食品の輸出額を1兆円規模とする目標が示され、農林水産省国産農林水産物・食品輸出促進本部において「我が国の農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」が平成19年5月に決定された。近畿管内においては、平成18年10月に「近畿地域農林水産物等輸出促進連絡会議」を設置したが、この輸出戦略をふまえ、同連絡会議を発展的に解散し、平成19年8月「近畿地域農林水産物等輸出促進協議会」を新たに設置した。

設立総会では、設置要領及び平成19年度行動計画が承認され、輸出の取組を支援する展示・商談会や輸出促進セミナー・シンポジウムの開催等の活動について合意された。

## (イ) 輸出促進に向けたシンポジウム等の開催及びパンフレットの作成

平成19年10月、「近畿地域農林水産物等輸出促進シンポジウム」を開催し、また11月には大阪市内のホテルにおいて輸出意欲のある生産者や事業者を対象に、国内外のバイヤーを招聘し、「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会」を開催した。オリエンテーションの会には約200名の参加があり、輸出促進セミナーの他、展示・商談会も催した。

平成20年2月には、関西の総領事館関係者を対

象とした「酒蔵及び食品工場視察ツアー」を開催した。神戸市内において日本の伝統文化である酒蔵と環境に配慮した最新の食品工場を視察し、日本で製造される食品の安全性を紹介した。

また、外国人旅行者や在日外国人等を対象にした関西の農産物や食文化を紹介したパンフレット「関西の豊かな食彩」を作成し、関西国際空港や国際交流センター等の外国人が多く集まる場所で配布を行っている。

#### (4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、報道関係者との懇談会、関西経済同友会との意見交換会、近畿地域農政懇談会（消費者、生産者、経済界、報道関係者等で構成）、管内各府県部長会議、管内各府県生協連協議会等との懇談会を開催し、幅広く意見交換を行った。

また、近畿に所在する様々な国の出先機関が共通の目標（ビジョン）の実現に向けて連携し、時代に対応した活力ある近畿を創出することを目的とする「近畿広域戦略会議」に参加した。

#### (5) 広報活動

近畿食料・農業・農村情勢報告及び各種統計資料等を公表したほか、ラジオ番組「近畿農政局だより」の放送、ホームページ（トップページアクセス件数16万2千件）やメールマガジン「近畿農政局アグリレーター」（月1回配信、登録者数5,458人）等のインターネットを通じた情報発信に加え、広報誌「アグリート」（季刊7,500部/回）の発行など、近畿地域の農業・農政を巡る様々な情報を行政機関、農業関係者はもとより一般消費者にも広く提供した。

平成19年度の「消費者の部屋」においては、消費者と農林水産行政との対話、交流を図る場として様々なテーマを取り上げ、局内展示を14回、局外展示（管内農政事務所分を含む）を119回実施した。

## 6 中国四国農政局

### (1) 地域経済及び農業経営の概要

#### ア 地域経済

平成19年の中国四国の経済は、全体としては概ね横ばいとなっていた。

企業の業況は、業種や地域などによりばらつきがあり、一部に弱い動きが見られるものの、総じて緩やかに改善の動きを続けていた。

生産は、緩やかな上昇傾向で推移し、企業の設備投資も堅調に推移していた。

雇用情勢は、概ね横ばい傾向で推移したが、秋以降一部では有効求人倍率が漸減するなど足踏み感が

でていた。

個人消費は、業種によりばらつきが見られるものの総じて緩やかに増加していた。

#### イ 農業経営

平成19年の個別経営（販売農家1戸当たり平均）の状況をみると、農業粗収益が255万円、農業経営費が189万円、農業所得が66万円であった。

総所得は455万円で、総所得の構成をみると、農業所得が15%、農外所得が39%、年金等の収入が46%となっている。

全国農業地域別の個別経営をみると、農業所得は中国地域が51万円、四国地域が93万円、総所得は中国地域が432万円、四国地域が495万円であった。

総所得のうち農業所得の占める割合は、中国地域が12%、四国地域が19%となっている。

#### (2) 農業生産の動向

#### ア 水 稲

平成19年産水稻の作付面積は17万7,700haで、前年産に比べ2,400ha（前年産対比1%）減少した。

収穫量は87万3,600tで、前年産に比べ1万500t（同1%）増加した。これは、作付面積が前年産に比べて減少したものの、10a当たり収量が前年産を上回ったためである。

作柄は作況指数97で、10a当たり収量は492kgであった。

全国農業地域別にみると、中国地域は作況指数96、10a当たり収量498kg、四国地域は作況指数99、10a当たり収量479kgとなった。

#### イ 麦

平成19年産4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦）の子実用作付面積は7,860haで、前年産に比べ720ha（前年産対比8%）減少し、収穫量は3万500tで、前年産に比べ1,400t（同5%）増加した。

作柄は、小麦が平均収量対比117、二条大麦が112、六条大麦が209、裸麦が115で、10a当たり収量はそれぞれ357kg、454kg、263kg、363kgであった。

#### ウ 野 菜（概数値）

平成19年産指定野菜14品目のうち、ほうれんそうの作付面積は2,370ha、収穫量は2万7,600tで、前年に比べそれぞれ前年並みであった。

ねぎの作付面積は前年に比べ4%減少し2,470ha、収穫量は前年並みの4万1,500tであった。

たまねぎの作付面積は前年に比べ3%減少し1,630ha、収穫量は前年並みの6万3,300tであった。

トマトの作付面積は1,130ha、収穫量は4万8,800tで、それぞれ前年並みであった。

## エ 果 樹 (概数値)

平成19年産みかんの主産県（広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）計の結果樹面積は前年並みの1万3,800haで、収穫量は前年に比べ32%増加し27万2,900tであった。

日本なしの主産県（鳥取県、広島県、徳島県、香川県）計の結果樹面積は前年に比べ4%減少し1,610ha、収穫量は前年に比べ3%増加し3万3,200tであった。

ぶどうの主産県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県）計の結果樹面積は前年並みの2,180ha、収穫量は前年に比べ4%減少し2万5,200tであった。

## オ 花 き (概数値)

平成19年産の花きの作付（収穫）面積は、切り花類が1,960ha、鉢物類が116ha、花壇用苗もの類が221haであった。

## カ 畜 産

平成20年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は1,890戸で、前年に比べ100戸（対前年比5.0%）減少し、飼養頭数は8万3,400頭で、前年に比べ4,100頭（同4.7%）減少した。1戸当たり飼養頭数は44.1頭で、前年並みであった。

肉用牛の飼養戸数は、6,060戸で、前年に比べ230戸（対前年比3.7%）減少し、飼養頭数は21万2,400頭で、前年に比べ1,300頭（同0.6%）増加した。

1戸当たり飼養頭数は35.0頭で、前年に比べ1.4頭（4.2%）増加した。

## (3) 主要な農政課題等をめぐる動き

## ア 地域との対話等農業施策への理解を深める取組

地方公共団体や各界各層との意見交換等を通じて互いの意思疎通を図りながら、「国民参加型農政」を展開するとともに、情報の収集・蓄積及びその活用により、地域の実態に根ざした施策の円滑な推進を図った。

特に本年度は、農政改革三対策（水田・畑作経営所得安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策）の一体的な推進に向け、集落営農法人のリーダーや大規模生産者との意見交換会、農山漁村活性化を図るため、地域住民等との意見交換会を開催するなど、農政局幹部が地域に直接出向き、積極的な周知活動を行い、理解の促進を図った。

## イ 意欲ある担い手の育成・確保

管内では、中山間地域が大宗を占めるという地理的・地形的条件から小規模経営の農家が多いこと、急速な高齢化・過疎化の進行により担い手不足が生

じていること等から、集落等を単位として農業生産の共同化等に取り組む、いわゆる「集落営農」が2,021組織（20年2月1日現在）活動している。

その活動状況は、担い手として期待される「集落の営農を一括管理」を行っている集落営農は15.8%に止まり、一方、過半の集落営農において「農業機械の共同利用」が行われている状況にある。

集落営農には、機械の共同利用によるコスト低減、共同作業による高齢者等の作業負担の低減、耕作放棄地の抑制等の利点があり、地域農業の担い手としても重要な役割が期待されているところであり、これらの機能・能力を十全に発揮するためにも、「集落の営農の一括管理」、「集落営農の法人化」を推進した。

20年1月1日現在の中国・四国地域における農業生産法人数は1,213法人で、前年に比べ14.1%増加しており、前年の12.5%の増加に引き続き大幅な増加となっている。

県別の前年からの増加法人数を多い順にみると、山口県31法人、広島県及び愛媛県29法人となっている。

また、各県別の法人数についてみると、広島県249法人、愛媛県185法人、島根県184法人とこの3県で中国・四国地域全体数の50.9%を占めている

管内の新規就農者は、7年までは300人台で推移していたが、10年以降おおむね500人台で推移している。

内訳をみると、新規学卒就農者が100人台、Uターン就農者が300人台、新規参入者（農業外からの就農者）が90人台で推移している。

依然としてUターン就農者の割合が多いなか、近年、わずかずつではあるが新規参入者も増加傾向にある。

水田・畑作経営所得安定対策の加入申請者の受付については、19年産秋まき麦作付対象者は18年9月1日から11月30日、米・大豆の作付対象者は19年4月1日から7月2日に実施された。また、20年産秋まき麦作付対象者については19年6月1日から8月31日まで加入申請受付が行われた。

19年産の加入申請については、2,573経営体（うち、認定農業者2,306、集落営農組織267）からの申請があり、品目別の作付計画面積は米1万8,277ha、4麦7,556ha、大豆2,690haとなった。

20年産の秋まき麦加入申請については、806経営体（うち、認定農業者655、集落営農組織151）からの申請があり、4麦の作付計画面積は7,838ha（うち、

認定農業者5,939ha、集落営農組織1,899ha)となった。

農政局では、中国四国ブロック、県、市町村等の各段階で制度に関する説明会を開催するとともに、ホームページへの広報記事の掲載、広報誌への掲載、局・農政事務所独自パンフレットの作成・配布等を通じて対策の見直しの概要や事務手続きの周知徹底を図った。

#### ウ 米政策改革の着実な推進

18年7月に決定された「経営所得安定対策等実施要綱」において、19年産からの農業者・農業者団体の主体的な需給調整システム（以下「新たな需給調整システム」という。）への移行を決定するとともに、19年産から導入される水田・畑作経営所得安定対策との整合性を図りつつ、16年からの3ヶ年の対策として講じられてきた産地づくり対策、集荷円滑化対策等について所要の見直しが行われた。

中国四国農政局においては、水田・畑作経営所得安定対策、米政策改革推進対策及び農地・水・環境保全向上対策（以下「三対策」という。）を連携して推進するため、従来各県段階に設置していたビジョン実現支援チームを改組し、新たに各県の農政事務所を中心とした経営所得安定対策等推進本部地域本部を設置するとともに、各地域本部の下に三対策ごとのチームを新設した。米政策については、米政策改革推進対策チームとして、各県及び地域水田農業推進協議会（以下「水田協議会」という。）に対し、新たな需給調整システムに円滑に移行するよう、説明会や意見交換会等を通じて水田協議会の体制整備等の指導助言を行った。

また、水田・畑作経営所得安定対策と連携し、同対策の加入促進や産地づくり対策を活用した担い手の育成・確保、生産調整非参加である大規模稲作農業者の生産調整への参加の促進を図る観点から、6月から8月にかけて、管内各県において農政局幹部との意見交換会を開催した。

さらに、米の需要動向についての意見交換や、管内地域の特徴ある米づくりの取組紹介を目的に、11月に「需要に応じた米づくりに向けた情報交換会」を開催した。

なお、19年産米の米価について、作況99でありながら大幅に下落する異常事態となったことから、10月29日に34万tの政府買入、備蓄米の市場放出を当面抑制するといった「米緊急対策」が農水省において決定され、生産調整の実効性確保に向け、農協系統と行政が従来にも増して取り組んでいくとする

「当面の生産調整の進め方」が20年度予算と合わせ12月21日に決定された。

このため、あらゆる地域の関係機関が一丸となって、生産調整の実効性確保に向けた取組が図られるとともに、水田協議会を構成する関係機関や生産調整方針作成者の連携強化が図られるよう指導助言を行った。

特に、管内における恒常的な過剰作付県の水田協議会関係者や過剰作付地域の水田協議会に対しては、幹部への要請活動を強化した。

#### エ 農地・水・環境保全向上対策の推進

農業生産にとって最も基礎的な資源である農地・農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの環境保全に向けた先進的な営農活動を、総合的・一体的に支援し、これらの活動を通じて地域の振興に資することを目的とし、平成19年度より実施している。平成19年度は2,082の活動組織が設立され（うち営農活動に関して157）、約8万7千ha（同約2千ha）の取組が行われた。

また、農政局独自のリーフレットを作成し関係者に配布した。さらに、中国四国農政局消費者の部屋において管内の代表的なモデル地区の活動事例・環境保全型農業のパネル展示、「中国四国地域環境保全型農業推進シンポジウム」では、農地・水・環境保全向上対策の事例発表などのイベントを開催し、広く一般消費者に対する啓発・普及を図った。

#### オ 耕畜連携の推進

耕畜連携を推進し飼料自給率を向上させる取組は、地産地消の推進、地域資源循環型農業の確立に寄与し、地域の農畜産業の振興にもつながる取組として積極的に推進した。

米の生産調整水田を活用した水田放牧は管内の耕地条件に適した飼料増産の方法として重要な位置を占めてきており、管内では17～19年度の間で、面積が275haから566（見込み）haまで増加、放牧頭数が年間1,023頭から1,520（見込み）頭まで増加しており、順調に伸びている。

この水田放牧増加の背景には、耕種農家側の課題となっている遊休農地対策と畜産農家側の省力化・低コスト生産の思惑が合致して、水田放牧の有効性が広く認知されてきたものと推察される。

また、環境保全型農業及び畜産環境対策を推進するため、これまでも様々な取組を行っており、19年度には、農政局でパンフレット、事例集の配布及び耕畜連携たい肥利用推進研修会（水田でのたい肥

利用)を開催した。施設整備に関しては、補助事業等を活用したたい肥化施設等の整備を引き続き実施し、家畜排せつ物の適正な管理の推進とともに良質なたい肥の生産、供給体制の整備を行ったほか、エネルギー利用のための施設を整備した。

#### カ 食の安全及び消費者の信頼確保の取組

##### (ア) リスクコミュニケーションの円滑な推進等

消費者等様々な立場の関係者間で意見・情報の交換を行い、相互理解を深めるため、「GAP手法(農業生産工程管理手法)に関するリスクコミュニケーション」を岡山市で開催した。

また、消費者団体等との懇談会を管内各地で71回実施した。

一方、消費者等への食の安全に関する正しい知識の普及と施策に対する意見の聴取を目的に、「食の知っ得講座」(食品安全、食品表示、農薬、食事バランスガイドなど7種類)を536回(延べ1万6千人)開催した。

##### (イ) 食品表示の適正化

###### a 表示制度の普及啓発

食品表示をめぐる動きやJAS制度について広く消費者や関係事業者を理解してもらうため、本省委託事業である食品表示地域フォーラム(島根県)及び食品表示セミナー(香川県)を県等関係機関と連携しつつ開催した。また、農政局、農政事務所及び地域課において食品関係事業者向け食品表示セミナー(約190回)、消費者向け講習会・説明会(約170回)等を実施した。

さらに、JAS法に基づく加工食品品質表示基準等の改正内容を、食品関係事業者等に事前周知するため、30回の説明会を開催したほか、様々な機会を捉え81回の説明機会を設けた。

###### b 表示状況の監視

一方、小売店舗や中間流通業者における表示状況を監視するため、職員が日常的に小売店舗等を巡回して調査を実施した(約4,500店舗)。

また、米国産牛肉輸入再開の決定を受けて牛肉及び牛肉加工品等の原産地等、さらに北朝鮮からの輸入量が多い農水産物(まつたけ、アサリ等7品目)の原産地表示について、それぞれ緊急特別調査を実施した(一般調査と一体的に実施)。これらのほかに、特に消費者の関心の高い品目である精米等(19年産袋詰)について、表示の真正性の確認調査やDNA分析等、科学的手法を用いた特別調査を実施した(約600店舗)。

さらに、管内11か所に設置している「食品表示110番」等を活用し、広く一般消費者等から情報提供を受け付けた。

これら各種の調査や一般消費者等からの情報提供により表示違反の疑いが生じたときは、立入検査等を実施し、表示違反が確認された場合にはJAS法に基づく指示(19年度は管内業者に対して15件(大臣2件、県知事12件、市長1件)の指示が行われた。)等の措置を行った。

##### c 関係機関との連携

公正取引委員会及び厚生労働省の地方支分部局等の参加を得て「中国四国地域食品表示関係3省等連絡会議」(2回)を、また、国土交通省中国運輸局及び同省四国運輸局の参加を得て「JAS法と倉庫業に関する中国四国地域連絡会議」(1回)をそれぞれ開催するなど、国の関係行政機関との情報・意見交換を行った。

また、管内各県ごとに農政事務所等が中心となって県等機関と定期的な連絡会を行うとともに、合同での巡回調査等を実施した。

加えて、各県警本部との連携を強化するため、11月から12月にかけて各県ごとに意見交換会を設置した。

##### (ウ) 農畜水産物の安全確保に向けた取組

###### a 農薬等の使用状況等の調査点検等

農薬や飼料添加物などの適正使用を推進するため、生産者に対して農薬の使用状況等調査(732件)、家畜飼養農家に対する飼料使用状況等調査(163件)、並びに養殖魚家に対する水産用医薬品使用状況等の調査(283件)を通じた点検・指導を実施した。また、食品安全を確保する一環としてのGAP手法(農業生産工程管理手法)を普及するため、説明会や意見交換会を開催したほか、食品関係事業者を対象として認知度等に関するアンケートを行った。

###### b 高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)への対応

管内におけるHPAI発生に備え、①中国四国農政局高病原性鳥インフルエンザ危機管理対応マニュアルの改正、②HPAIに関する知識を深めるための講習会及び防疫服着脱訓練(45会場)、③HPAIの発生を想定した緊急時初動対応訓練を行い、体制整備を図った。

###### c 牛トレーサビリティ制度の普及

牛の個体識別情報への信頼を確保するため、牛管理者等に対する立入検査(7,810件)、販売業者等に対する立入検査(5,837件)及び市販の国

産牛肉のDNA鑑定を行うとともに、鑑定結果を踏まえた調査・指導を実施し、本制度の適切な運営に努めた。特に、学校給食会へ納入した牛肉に係る牛トレーサビリティ法違反事例を契機として、教育委員会等からの要請を受けて学校給食に納入される牛肉についてもDNA鑑定を実施している。

また、牛トレーサビリティ制度についての理解を促進するため、市販国産牛肉に表示された個体識別番号を検索し、アンケートに回答した消費者の中から抽選で90組の親子に対し、管内9酪農教育ファーム等での牧場体験と併せて、制度の説明及び意見交換を行う取組を行った。

#### キ 食育の推進

地域が連携した食育の推進を図るため、学校給食へ地域の農産物を活用し、食育の推進をしている優良事例を紹介する「食育フォーラム in 中国四国」を岡山市で開催した。

また、地域における食育活動に取り組む団体・個人を会員とする「中国四国食育ネットワーク」を平成19年6月に設立し、会員の活動を農政局のホームページで紹介するとともに、会員のイベント情報などをメールマガジンにより発信している（20年3月末会員数140）。

#### ク 農産物等の輸出の取組を支援

農政局では、管内各県、生産者団体、食品関係団体、ジェトロ及び国の地方支部局等参加のもと「中国四国地域農林水産物等輸出促進連絡会」を開催し（11月8日、岡山市）、管内農林水産物等の輸出促進に向けて関係機関が連携した取組を進めるための意見・情報交換を行った。

また、輸出意欲のある生産者や食品加工業者を対象としたセミナーや商談会を、管内3カ所で開催した。このうち、平成19年11月7日、岡山市内のホテルで開催した「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会」では、国内外の輸出促進サポーター（商社等）を招き、セミナー、商談会及び発掘会を行った。「定番化に向けた輸出戦略」をテーマとするセミナーには、募集人員を大幅に上回る160名参加があり、また、商談会には海外バイヤー5社、国内バイヤー10社の参加があり、延べ154件の商談が行われた。この他に、平成20年3月に高知市と徳島市に於いて、輸出促進セミナーや商談会を開催した。

一方、海外における日本料理の普及に伴って今後日本酒の市場が広がる可能性があることから、国税局、ジェトロ等との共催により、「日本酒輸出セミナ

ー」を徳島市と岡山市に於いて開催した。

#### ケ 豊かで住み良い農村地域の振興

(ア) 都市と農山漁村の共生・対流を一層推進するため、関係地方支分局との連携により、平成19年10月に岡山市において、『～「ひと」と「まごころ」でつなぐ都市農村交流～』をテーマに、「オーライ！ニッポン中国・四国都市と農山漁村の共生・対流シンポジウム in2007」（参加人数：約220名）を開催した。

(イ) 農山漁村の活性化を図るため、農林水産省幹部が地方に出向き、地域づくりや生産現場における生の声を政策に反映させる「みずほの国・防人応援隊」の取り組みを本省対応の3箇所（3県）に加え、農政局幹部により、6箇所（6県）で実施した。

(ウ) 20年2月に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が施行され、当該法律に基づく被害防止計画を作成した市町村に対して、国等が財政上の措置等、各種支援措置を講ずることとなった。

このため、当該法律や支援措置の内容について各種会議等を活用して周知するとともに、地域の鳥獣害対策の取組を推進するため、試験研究機関等と連携したセミナーや研修会を開催した。当該研修会等において、情報の共有化を図りながら、鳥獣害対策にかかる幅広い情報発信と各県関係部局との連携強化を図った。

#### コ バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

バイオマスの総合的な利活用を普及・啓発するために、3月に高知市で竹資源を活用した地域資源循環セミナーを開催した。

また、ホームページを活用した管内の新たな取組事例の掲載等情報提供の一層の充実を図った。

さらに、県、市町村等の関係者と緊密な連携を取りバイオマスタウン構想の構築、地域の実情にあった施設の導入に向けて将来の計画地区も視野に入れ、地区関係者への助言等の支援を行った。

家畜排せつ物については、適正な管理とともにその有効利用を促進するため、排せつ物処理施設整備関連リーフレットを作成・配布した。また、特に水田でのたい肥利用を促進するための「耕畜連携たい肥利用推進研修会」を2月に開催したほか、たい肥活用事例集を作成・配布した。

食品廃棄物については、各県の食品産業協議会と連携して環境セミナーの開催地の拡大に努める等、食品廃棄物の発生抑制、飼料化、肥料化、メタン化

など、再生利用等の取組の推進に向けて一層の普及・啓発の充実を図った。

#### (4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の浸透を図るため、関係省庁地方機関、管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携し、各事業の啓発、情報交換を行っている。

米粉利用拡大のため、中国四国米粉食品推進協議会ならびに各県の米粉食品普及推進協議会と連携し、米粉料理のレシピ等の作成、パネル展、米粉パン等の実技演習等ワークショップの開催(85ヶ所)、各種イベントでの米粉食品の展示販売及びシンポジウムを開催した。

#### (5) 広報活動

広く一般市民に中国四国地域の食料・農業・農村に対する理解を深めてもらうために、多様な広報活動を行った。

##### ア インターネットの活用

ホームページ「中国四国農政局」(平成9年7月開設)は開設11年を迎え、19年度のトップページアクセス件数は約27万3,000件であった。メールマガジン「中国四国あぐりレター」(平成13年5月創刊)は年13回(うち臨時号1回)の発刊を行い、19年度3月末の読者数は約5,400人であった。また、あわせて「中国四国バイオマスメールマガジン」(年15回)、「中国四国米粉利用推進ネットワーク(ココねっと通信)」(年8回)、「中国四国消費・安全草の根ネット」(年16回)、「中国四国食育ネットワークメールマガジン」(平成19年8月発刊、年4回)の各メールマガジンを発刊した。

##### イ 広報誌

生産者、消費者、事業者を対象として、食料・農業・農村の動向、各種施策等の情報提供を行う「FACE(ふえいす)」(季刊、各号9,400部)を発行した。

##### ウ ラジオ放送

消費者や一般国民の関心が高いと考えられる「食料自給率の向上」をメインテーマとし、「ごはん食を中心とした日本型食生活の推進」をサブテーマに3番組を制作し、1月から2月にかけて管内の民放8社を通じて6回にわたって放送した。

##### エ 報道機関への情報提供

中国四国農政局記者クラブ加盟18社に対し、プレスリリース(223回、記者レク3回)を行った。

## 7 九州農政局

### (1) 地域経済及び農業経営の概要

#### ア 地域経済

平成19年度の九州経済は年間を通して「穏やかな改善」基調にあったものの、後半から徐々に原油・原材料価格の高騰等の影響が広がり、改善にも「一部で弱い動き」がみられた。生産については自動車関連産業、半導体・液晶関連が堅調に推移し、前半に弱い動きがみられたが、後半は持ち直し設備投資は昨年から一層の高水準となった。雇用は改善傾向にあったが、後半にかけて中小企業からの求人が減少し、改善にも足踏みがみられるようになった。個人消費は、労働者賃金が伸び悩むなか、大型小売店販売額や家電販売額などで前年を下回り、やや低調に推移した。輸出は高い経済成長が続く中国をはじめとするアジア地域を中心に伸びている。

#### イ 農業経営

平成19年の九州における販売農家1戸当たり農業所得を営農類型別にみると、水田作経営農家が31万円、畑作経営農家が158万円、露地野菜作経営農家が127万円、施設野菜作経営農家が429万円、果樹作経営農家が204万円、酪農経営農家が448万円、繁殖牛経営農家が201万円、肥育牛経営農家が778万円となった。

また、農業粗収益のうちどれだけが農業所得になったかを示す農業所得率は、水田作経営が16.5%、畑作経営が37.7%、露地野菜作経営が37.6%、施設野菜作経営が39.1%、果樹作経営が37.0%、酪農経営が13.6%、繁殖牛経営が32.9%、肥育牛経営が11.3%となった。

### (2) 農業生産の動向

#### ア 水稲

19年産水稲の作付面積は、前年産に比べ4,400ha減少し19万5,800ha(前年比98%)となった。

早期栽培水稲で、日照不足や台風第4号の影響により登熟が抑制されたことに加え、普通栽培水稲においても、北部九州を中心に収穫期以降の高温やウンカの影響により登熟が抑制されたため、作柄は10a当たり収量478kg、作況指数95となった。

水稲うちの収穫量を品種別にみると、ヒノヒカリが全体の58%を占めている。

#### イ 麦、大豆

19年産麦の作付面積は、4麦(小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦)全体で前年産に比べ1,100ha減少し5万4,300ha(前年比98%)となった。

作柄は、10 a 当たり平均収量対比(%)でみると小麦が122、二条大麦が124、六条大麦が104、裸麦が125となり、4 麦全て前年産の10 a 当たり収量を上回った。

また、19年産大豆の作付面積は2万2,300ha(前年比99%)で前年産並みとなった。

#### ウ 野菜

19年産指定野菜(14品目)のうち主産県の作付面積は4万8,600ha(前年比99%)となった。

これは、だいこん、はくさい等を中心に、労働力事情等により作付中止や規模縮小及び他野菜への転換がみられたためである。

また、19年産収穫量は173万t(同104%)、同出荷量は150万t(同104%)となった。

#### エ 果樹、花き

19年産果樹の栽培面積は、生産者の高齢化、担い手の減少等から、みかん、くり、かき、日本なし等を中心に減少し4万5,200ha(前年比98.0%)となった。

花きの作付(収穫)面積は、切り花類が3,160ha(同101%)、球根類が124ha、鉢ものの類が316ha(同101%)、花壇用苗ものの類が214haとなった。

#### オ 畜産

肉用牛の飼養戸数(20年2月1日現在)は3万6千戸(前年比98%)、飼養頭数は105万8千頭(同103%)となった。

乳用牛の飼養戸数(20年2月1日現在)は2,540戸(同94%)、飼養頭数は13万1,900頭(同93%)となった。

豚の飼養戸数(20年2月1日現在)は2,180戸(同96%)、飼養頭数は304万3千頭(同99%)となった。

ブロイラーの飼養戸数(20年2月1日現在)は1,008戸(同97%)、飼養羽数は4,667万9千羽(同97%)となった。

#### カ その他

19年産かんしょの作付面積は1万9,400ha(前年比102%)で、前年産に比べ400haの増加がみられた。これにより全国に占める九州の作付面積割合は48%となり、前年産より1ポイント高まった。

九州主産県(大分県を除く6県)における19年産茶の摘採延べ面積は前年産に比べ800ha増加し、3万8千ha(前年比102%)で、生葉収穫量は前年産に比べ8,200t増加し17万1,100t(同105%)で、荒茶生産量は前年産に比べ1,500t増加し3万4,800t(同105%)となった。

### (3) 主要な農政課題等をめぐる動き

#### ア 経営安定対策の着実な推進

平成19年より、効率的かつ安定的な農業経営の育成の加速化を目指して、新たな経営安定対策が導入され、各対策の着実な推進を図っている。

#### (ア) 水田・畑作経営所得安定対策

平成20年産に係る水田・畑作経営所得安定対策の加入申請は、7,978経営体(前年比117.0%)となっており、その内訳は、認定農業者6,616経営体(同121.0%)、集落営農組織1,362経営体(同100.7%)となった。また、20年産から新たに創設された市町村特認制度適用経営体数は、985経営体となった。特徴としては、全国でも有数の麦産地である九州北部では小規模農家も多いことなどから、加入者に占める集落営農組織の割合が17.0%と全国割合の6.7%に比べて高くなった。

#### (イ) 畜産

畜産経営安定対策については、生産物価格の変動に対して、経営の安定を図るセーフティーネット措置として従来から各種対策が措置されている。

近年の配合飼料価格の高騰により畜産経営が非常に厳しい状況となっており、畜産経営への負担が増えるなか、20年度畜産物価格等の決定にあわせ、飼料価格の高騰に対応するための緊急対策として、経営安定対策が拡充されことを管内関係者へ周知した。

#### (ウ) 野菜

19年度から、①契約取引の推進、②需給調整の確実な実施、③担い手を中心とした産地への重点支援を推進する新たな経営安定対策を実施した。

なお、担い手の育成・確保をはじめとする産地毎の明確な目標を定めた産地強化計画が、九州管内の指定産地(177産地)において216計画策定されている(20年3月現在)。

#### (エ) 果樹

19年4月から、計画的な生産出荷の推進や一時的な出荷集中時に生果の加工仕向けを行う需給安定対策に加え、果樹産地構造改革計画で明確化された担い手等が行う優良品種・品種への転換、園地整備、労働力調整システムの構築等の前向きな取組を支援するとともに、果樹共済への一層の加入促進を行った。

なお、九州管内において、それぞれの産地に応じた91の果樹産地構造改革計画が策定されている(20年3月現在)。

## (オ) さとうきび・でん粉原料用かんしょ

最低生産者価格を廃止し、19年産から、地域において安定的な生産を担う者に対し支援を実施した。

## イ 米政策改革の推進

九州管内では、20年産米の生産数量目標の配分に際し、222の認定方針作成者のうち77(約35%)の認定方針作成者において、売れる米づくりを実現するため需要動向等を反映するなど創意工夫をこらした生産数量目標の配分が行われた。

また、生産調整については、管内すべての県、農業者団体等と意見交換を実施し、生産調整の目標配分段階、作付段階、収穫段階の各段階において取組状況を把握するとともに、取組状況に応じ、産地づくり交付金や地域水田農業活性化緊急対策等のメリット措置を活用するよう助言するなど、生産調整の実効性確保に全力をあげて取り組んでいるところである。

産地づくり対策においては、20年度からの取組において、生産調整の実効性の確保を図るとともに、地域水田農業ビジョン(以下「ビジョン」という。)の担い手リストに掲げられた認定農業者や集落営農組織は水田・畑作経営所得安定対策に加入できる道(市町村特認制度)が開かれたことから、地域の担い手の選定にあたっては、将来にわたって地域農業を担っていくことができる者を育成していく観点で整理し、できるだけ早い段階で、認定農業者又は集落営農組織へと発展できるよう誘導することとされたところであり、九州農政局では、ビジョンの見直しのポイント(生産調整の実効性の確保・地域の担い手の明確化)をとりまとめたパンフレットを作成し県協議会等を通じ助言・指導を行った。

## ウ 農地・水・環境保全向上対策の推進

農地・農業用水等の資源の適切な保全管理とともに農村環境の保全等にも貢献する地域共同の取組を推進するため、19年度より農地・水・環境保全向上対策を本格的に導入し、活動組織への支援が始められた。

農地・農業用水等の保全管理に関わる活動組織の設立状況は、九州管内215の市町村において3,368地区の取組が行われており(19年度末時点)、対象となる農地面積は16万7,000haとなっている。

また、今後営農の取組においても環境にやさしい農業に転換していくことが課題となっており、平成19年度から、地域でまとまりをもって化学肥料や化学合成農薬を大幅に低減する先進的な取組への支援

も併せて開始した。

この営農活動の取組は、九州管内55の市町村の334区域において取組が行われ(19年度末時点)、対象となる農地面積は7,115haとなっている。

## エ 食品表示の適正化に向けて

19年度は、不適切な食品表示等国民に不安を与える事案が数多く発生したことから「生活安心プロジェクト緊急に講ずる具体的な施策」(19年12月17日関係閣僚会合了承)が決定され、これに基づいて「食品表示を適正化する」新たな取組を政府として推進することとなった。

九州管内においても食品表示110番受付件数が大幅に増加するなか、不正表示の監視取締体制強化のため、広域で重大な事案の発生に応じて機動的に調査を実施する専門チーム「食品表示特別Gメン」を福岡農政事務所に3名配置し、不適正な表示の事案に迅速かつ的確に対応できる体制の整備を図った。

また、これまで加工食品の品質表示については製造業者等に限って義務付けられていたが、原材料供給者についてもJAS法上の表示を義務付けるよう品質表示基準が改正された。

原材料供給者の中には、JAS法自体に馴染みのない事業者も相当数存在するため、制度の周知・啓発を図る説明会を九州管内で延べ100回(19年11月～20年3月)実施した。

## オ 原油価格高騰に対する対応

原油高騰に関する農家等からの問い合わせ対応及び情報提供を図るため、20年1月10日に「原油価格高騰対策相談窓口」を設置した。

また、原油高騰に係る緊急対策(19年度)として、強い農業づくり交付金による事業(施設整備関係27地区、農業機械整備関係19地区)等を実施した。

## カ 飼料価格高騰に対する対応

近年の配合飼料価格の高騰により畜産経営が非常に厳しい状況となっていることから、九州における畜産経営の安定・発展を図るためには、①輸入飼料依存からの国産飼料への転換、②飼養管理向上による飼養コストの低減や担い手確保対策、③未利用地域資源の有効活用、④消費者に畜産の現状を理解してもらうことが重要であると考えられる。このため、「九州地域飼料増産行動会議」等の各種行動会議等を通して、自給飼料の増産、エコフィードの活用等による飼料自給率の向上、家畜の生産性向上等を図る取組を推進するとともに、優良事例の紹介等を行った。

そのような中、管内においては、パン屑やコンビ

ニエンスストアの弁当の売れ残り等の食品残さを飼料化する取組や地域酪農家による TMR センターの取組等地域における新たな取組が出てきている。

また、飼料価格高騰等による畜産物価格への影響について消費者等への理解醸成を図るための説明会の開催等、飼料価格高騰に対応した取組を進めた。

#### キ 耕作放棄地の状況と解消に向けた対応

九州管内の農振農用地区域内の耕作放棄地面積は、約2万5千ha（19農業資源調査）であり、耕作放棄率は全国3.5%に対し、九州は4.4%と高い。九州の特徴としては、樹園地（特にみかん園）が約1万haあり、全体の40%を占めている。

解消に向けた取組としては、19年度は農振農用地区域内に耕作放棄地がある管内全ての市町村（217市町村）において「遊休農地解消計画」が策定されており、九州では畜産が盛んなことから、各地で放牧を活用した取組が進められている。また、20年度からは農振農用地区域以外の農地を含む全ての耕作放棄地を対象に、一筆毎に農地の状況を把握する「全体調査」を実施し、実情に応じた解消方策を策定することとしている。

九州農政局も「耕作放棄地対策プロジェクトチーム」（20.1設立）を中心に、「解消推進キャラバン」「現地意見交換会」等を開催し、関係機関と連携して、解消に向けた具体方策への助言や活用可能事業の紹介など解消に向けた地域の取組を支援している。

#### ク 諫早湾干拓が完成

諫早湾干拓事業は、長崎県南東部に位置する諫早湾奥部の諫早市、雲仙市の地先に大規模で平坦な優良農地を造成し、生産性の高い農業を実現するとともに、背後低平地における高潮、洪水、常時の排水不良等に対する防災機能を強化することを目的として、昭和61年に着手した。

本事業は、諫早湾奥部の地先海面を延長約7kmの潮受堤防で締切り、約2,600haの調整池と約11kmの内部堤防を設け、かんがい用水が確保された約672haの農地造成を行い、20年3月に完了した。

新たに造成した農地については、20年4月から本格的な営農が開始されている。

#### ケ バイオマス利活用の推進

バイオマスの利活用を推進するためには、地域で発生するバイオマスをできるだけ地域で効率的に利用するシステムを構築することが基本である。また、バイオマスを持続的に利活用していくためには、生産、収集、変換、利用の各段階が有機的につながり、

全体として経済性のある循環システムを構築することが重要である。このため、総合的なバイオマス利活用システムを構築するバイオマスタウン構想策定にこれまで取り組んできた。19年度は、新たに5市町村が策定し、18市町村となった。

また、家畜排せつ物や生ゴミ、焼酎かす、木質バイオマス等の利活用施設の整備等、バイオマスの発生から利用までの総合的利活用システムの構築に必要な取組に対し、地域バイオマス利活用交付金による支援を行い、構想実現の促進を図った。

#### (4) 関係機関との連携強化

##### ア 連携による農業の高付加価値化の推進

###### (ア) 農商工連携

19年11月30日に公表された「農林水産業と商業・工業等の産業間での連携（「農商工連携」）促進等による地域経済活性化のための取組について」により、地域経済活性化のため、地域の基幹産業である農林水産業と商業・工業等の産業間での連携を強化し、相乗効果を発揮していくこととなるよう、農林水産省と経済産業省は、密接かつ有機的に連携をとり、様々な取組を推進することとしている。

その法的枠組みとして、20年2月8日、農商工等連携関連の2法案が閣議決定された。

このため、九州地域においては、20年2月に農商工等連携関係2法案及び農商工連携に関する支援策（金融・税制・予算等）に関するブロック説明会を両省合同により開催した。

###### (イ) 輸出促進に向けた連携

農林水産物等の輸出促進に関する①県域を越えた広域連携、②基本的な情報の共有等を促進することを目的に、19年10月に、九州地域の輸出業務に関係する機関で構成する「九州農林水産物等輸出促進ネットワーク」を設立した。

20年2月には、管内の農産物や水産物等の輸出を希望する事業者（出展者）と海外や国内から招へいたバイヤーの商談の場として「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会」を開催した。そこでは、輸出に関する知識や対象国の市場情報の提供等を行うセミナーやバイヤーと生産者等のマッチングを行う商談会も開催するなど、輸出意欲のある生産者等への具体的な輸出に向けた取引を支援した。

###### (ウ) 知的財産の保護・活用に向けた連携

農林水産業の現場における知的財産に係る知識の普及・意識啓発の促進、知的財産の活用を目指

し、関係機関と連携を図った。農林水産業・食品関係者を対象とした「農林水産分野にかかる知的財産相談窓口」を設置した。

また、九州経済産業局と連携し「農林水産分野の知的財産セミナー」を開催した。セミナーには、農業者等70名の出席があり、当局から知的財産関連支援施策の紹介を行った。

#### イ 食品表示に係る関係機関との連携

不適正表示に関する監視を強化するため、各県の警察等関係機関と各農政事務所との間で「食品表示監視協議会」を20年4・5月に設置し、不適正な食品表示情報が寄せられた場合に、関係機関で情報共有・意見交換を行い、迅速に対応できる体制の整備を図っている。

また、こうした対応が円滑に実施されるよう管区の関係省庁間で「九州地域食品表示監視連絡会」を20年4月に設置し、情報の共有を進めている。

#### (5) 広報活動

九州農政局では、管内の食料・農業・農村の動向、農政に関する普及・浸透を図るため「九州食料・農業・農村情勢報告」を作成するとともに、当局ホームページ、広報誌「アグリ」、プレスリリース、地域農政問題検討委員会等あらゆる機会や媒体を通じて、食料・農業・農村に関する迅速、正確かつ分かりやすい情報の提供に努めている。さらに、インターネットを活用した情報提供の一環として、九州各地で農業及び地域の振興・活性化に取り組んでいる人を対象にE-mail情報（いわゆるメールマガジン）「アグリ・インフォ九州」、「担い手育成・経営対策等推進九州メルマガ」の配信を行っており20年3月現在の登録会員数は延べ8,091人となっている。また、様々な食育に取り組む関係者に対しメルマガ「しまかぜ」を発行し食育活動の参考となる情報提供を行っている。

また、九州農政局では「消費者の部屋」を設け、消費者に対し農林水産行政一般、食の安全と消費者の信頼の確保、食生活についての情報提供、普及啓発及び消費者相談を行っている。さらに、食をめぐる様々な質問・要望等に応えるために設けた消費者相談窓口には19年度3,847件の相談件数が寄せられた。また、各地域で行われる様々なイベント等において「移動消費者の部屋」を開設し、相談・広報等を行っている。